

独立行政法人 国際協力機構の 令和４年度における業務実績評価

令和５年８月

外務省

財務省

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 4 年度（第 5 期中期目標期間）	
	中期目標期間	令和 4～8 年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		外務大臣		
	法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 菅原 清行 課長
	評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 木村 泰次郎 室長
主務大臣		財務大臣（外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.14「内部統制」、No.16「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
	法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 陣田 直也 課長
	評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 阪井 聡至 室長
主務大臣		農林水産大臣（外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：農林業の開発に係る開発投融资の債権の回収等に関する事項。）		
	法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ 浅野 大介 参事官（グループ長）
	評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 神田 宜宏 課長

3. 評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （1）監事ヒアリング：令和 5 年 7 月 7 日 （2）理事長ヒアリング：令和 5 年 7 月 24 日 （3）有識者からの意見聴取：令和 5 年 7 月 24 日

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A			
評価に至った理由	法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。 ・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象9項目のうち、S評価5項目、A評価4項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 ・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評価について、評価対象6項目のうち、A評価3項目、B評価3項目と、全ての項目で所期の目標を達成する成果を上げた。 ・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2022年度は第5期中期目標期間（2022～2026年度）の1年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。 【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】（No.1） 迅速なウクライナ支援の継続は、外交上の大きな貢献であった。また、日本の強みを活用しつつ FOIP の陸海空の連結性強化に資するインフラ整備（パラオ国際空港ターミナル全面開業等）や質高インフラ（南スーダン「フリーダム・ブリッジ」完成等）の取組を進めるなど、我が国の主要な外交政策である FOIP の実現に向けた重要な推進力になるとともに、本邦企業・技術の海外展開も推進し、インフラ輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献した。加えて、アフリカのスタートアップ支援である Project NINJA など、スタートアップ支援の展開等により質の高い成長の実現に貢献した。また、ラオスの海外投融資第1号案件である風力発電事業は、同国の再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献するとともに、ベトナムへの売電事業でもありメコン地域の連結性強化にも資するものである。ウクライナの越冬支援やバングラデシュにおけるロヒンギヤ避難民ホストコミュニティの雇用創出に貢献するなど、困難度が高い業務を着実に実施した。 【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】（No.3） カンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナ地雷対策支援を迅速に実現した。こうした日本の対ウクライナ地雷対策支援が国内外で広く報道されるなど、外交上の大きな貢献であった。また、長年におけるブラジル・インドネシア警察への支援、モンゴルの競争法執行能力強化など、多くの国において平和構築、治安対策や法の支配に係る協力の成果を上げた。その他、ジェンダー平等と女性のエンパワメントとして、カンボジア・スリランカ・アフリカ地域において女性の経済的エンパワメントの促進や、ヨルダンにおける AI 技術の活用・普及推進の取組による DFFT の推進など、普遍的価値の共有や平和で安全な社会の実現に係る政府の取組にも貢献した。また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオの支援では、平和構築に係る我が国の協力を称える決議が採択されたことは、切れ目のない地道な協力の継続に対する高い評価であり、重要な成果と言える。また、ボツワナでは、DFFT の推進に資する、世界初となる地デジ日本方式への完全移行を通じ、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めるなど、困難度が高い業務を着実に実施した。 【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】（No.4） 過去最大規模の気候変動対策案件実施により CO2 削減へ大きく貢献した。水資源・水供給の分野においては、ウクライナの破壊廃棄物処理に向けた東日本大震災の経験の共有、治安悪化による数度の中断を乗り越えた南スーダン首都における浄水施設の完工など、困難度の高い業務を着実に実施した。また、カンボジアにおいて長年作成に協力してきた水道法の公布などが先方政府から評価され、外交上においても顕著な成果が見られた。加えて、環境管理において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の具体的な施策をまとめた「フォローアップ」に途上国支援の推進が言及され、政策の実現に貢献した。 【地域の重点取組】（No.5） ウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援は、外交上においても大きな貢献である。トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等にも迅速に取り組んだ。さらに、各国の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したことで、有償資金協力は過去最大の実績を達成したほか、無償資金協力の締結額（承諾額）や支払実行額（1,086 億円）も過去最大となるなど、

	顕著な成果を得た。 【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】（No.7） 再生可能エネルギー・脆弱層支援・複合危機対応に資する案件など、過去最大の海外投融資の承諾をはじめとして民間企業との連携を着実に進めたことは、開発協力大綱や SDGs でも重視されている民間資金の活用や、インフラシステム海外展開戦略等、本邦企業による質の高いインフラ投資を推進するものであり、政府公約・政策の実現に大きく貢献した。加えて、ウズベキスタンやパレスチナなどにおいて、初の海外投融資案件の承諾等、気候変動分野においてもその活動を拡大している。更に、アフリカのスタートアップ支援だけでなく、教育や女性の雇用創出への貢献に寄与している。加えて、機構の自主的な取組による創意工夫により、ビジネス支援事業の試行的制度改編や、企業共創プラットフォームの本格稼働など、ビジネス化の促進支援の取組のほか、新たな農業協力を進める JICA 筑波における農業共創ハブの取組などを推進した。 【多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献】（No.8） ポストコロナにおける本格的な事業再開として、JICA 海外協力隊への応募者はコロナ前の水準に回復し、66 か国 613 名の新規隊員派遣を実現し、ルワンダの隊員が DX を活用した活動を実施するなど、JICA is Back をアピールした。また、NGO/CSO との連携強化として、イラン初の草の根技術協力事業である障害者の尊厳回復の効果が見込まれる取組を実施した。その他、地方自治体との連携強化として、外国人材受入・多文化共生の取組を進めるとともに、地方自治体の戦略策定にインプットするなど、地方の国際化に貢献している。加えて、日系社会との連携や、地方還元の取組で協力隊のグローバル・プログラムなどの取組は評価できる。 【その他】 2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組むことを期待している。 FOIP の実現や SDGs の達成と言った政府の重要政策に加え、2023 年 6 月に閣議決定された新開発協力大綱を踏まえ、大綱で掲げるオファー型協力の強化など、より効果的且つ戦略的な開発協力の推進の一翼を担うことを期待している。 開発協力に対する国民の理解や信頼の向上が益々重要になる中、若年層など各ターゲット層への効果的なアプローチの検討など、戦略的で積極的な広報活動を期待している。 開発途上国の課題は多様であり、海外投融資の実施体制を強化し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、課題解決に貢献するビジネスの実現促進への取組を従前以上に強化することを期待する。 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 特になし。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、複合的危機の中で法人の果たすべき役割は大きく、国内外の期待に応える上でも、迅速で効果的かつ効率的な業務実施に引き続き努めることが求められる。 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

	3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実認められない。 4 財務諸表等に係る会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6 その他（主な留意すべき事項） ・内部統制の整備・運用状況（役員等間の意見交換のさらなる活性化、法務体制の強化、財務状況のモニタリングと財務報告等の信頼性の確保） ・組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善や効率化の対応状況（DX の推進を含む事務効率化の取組の継続、人材の発掘・育成・活用のあり方、在外拠点の機能強化にかかる取組の継続） ・組織横断的な課題とその改善への取組状況（JICA のサステナビリティ推進の加速化、協力成果の数値化及びコンサルタント等実績評価の改善、派遣人員の健康・安全管理、対外的なコミュニケーション及び発信力のさらなる強化） ・ウクライナ情勢等による政治経済状況の急変や新型コロナウイルス感染症の影響下での対応状況（緊急対応のレビューと「教訓」の引継）
その他特記事項	有識者からの意見聴取は以下のとおり。 ・自己評価につき、項目別の S 評価 7 項目、A 評価 5 項目、B 評価 3 項目となっており、総合自己評価 A に関し、納得感が高い。定量的指標に加え、重要度・困難度の観点からも質的にも顕著な成果を上げているものと了解した。 ・コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略・地政学リスクの顕在化、地球規模での気候変動・自然災害等、そしてそれらに起因するインフレ圧力、為替の変動等と困難な外部環境の中、事業運営の難易度は高まっている。比較的安定していた「ポスト冷戦」時代の終焉を迎えた 2022 年度は、正に歴史的転換点ともいえ、このような状況で複合的危機に直面する中で、定量指標の目標値に対する実績はすべて達成度 100% を上回っている。また、定性面においても、多岐に亘る領域で海外ネットワークを活用して、国際開発機関、民間投資家・企業、政府、現地のコミュニティーに至るまで幅広いステークホルダーと現地現物でのきめ細かい連携・対応により成果を出している。「全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる」総合自己評価 A に違和感なし。ハイレベルな形で自由で開かれた地域経済連携の強化に貢献したといえる。 ・定量指標のアウトプット情報は、説明に工夫が必要であり、効果の観点からのアウトカムについて、サービス実施後のフォローアップの「見える化」がなされれば、JICA のさらなる認知度向上、より頼りにされる組織になると考えられる。機構がやっている業務は単年度のみで成果・効果が出るものではなく、それぞれの時代で機構の運営当事者が、過去から未来に向けて綿々としたバトンの引継ぎを行い、実績を積み上げてきているため、「見える化」の難易度は高いが、職員それぞれの頑張りをより納得感ある形で示すことができるのではないかとと思われる。 ・機構は、2017 年にミッション・ビジョン・アクションを改訂しており、全職員への浸透が相当レベルで徹底され浸透している結果、今回の高評価につながっているのではないかと考える。さらなるミッション・ビジョン・アクションの浸透と深化により、信頼の輪を広げ、多様なパートナーとの連携を一層図り、今年度以降の業務推進を期待したい。 ・「業務実績等報告書」について、当該文章の準備に投入する職員の時間・工数を考慮すれば、もう少し簡素化できる部分もあるのではないかと考える。今後の改善を期待したい。 ・一方で、「業務実績等報告書」の中で、マネジメント項目である「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策・工事安全に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に関する記述が、事業運営パートの「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に比し、取組への記述が相対的に少ないのではないかと考える。マネジメント系項目は「できて当たり前」という点もあるが、機構が外に打って出るためのプラットフォームとしての重要性、難易度も高く、職員が他の職員と一緒に自己成長を続け、世界に必要とされるサービスを絶えず提供し続けることができる全職員がイキイキと働ける職場にしていくためにも、実績として他（他の独法含む）の範となるような点については、是非主張・強調いただければと思う。 ・令和 4 年度（2022 年度）の自己評価 A は支持する。 ・昨年度の報告書と比較し、かなり事業説明に工夫した点（短縮されている。国際益—SDG s と国益との関連等）が確認できた。毎年の業務評価の故、業績顕著な部分もあれば、継続中の Part も多々あり、報告書の冒頭の説明には昨年との相違を明記してほしい。 ・JICA 事業で大きな行動変様として認識される点は、“普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現”、所謂、SDGs Goal 16 に関連する事業。この点は、非常に重要で、SDG s 16 の実践（国際益—国益のマッチング）に直結する故、国際機関や関連機関と協力して、Good ガバナンスを推進している現状をもっと発信・アピールすべき。 令和 4 年度の報告書のフォーカスは「持続可能な開発目標 SDG s 達成に向けた地球規模課題への対応」「ウクライナ危機の影響を受け、複合的な要因によって脆弱性が高まる新興国・途上国への支援」と理解する。その関連で政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋 FOIP」の実現にも少なからず貢献している。 更に、令和 4 年度の業績評価の特質している点は、持続可能な開発目標 SDG s 16（平和で包括的な社会促進して、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築）を重要視し、報告書が作成されている。地政学的にも、この点は改正された「開発協力大綱」の内容を実践する上で、経済の安全保障とも相まって、ガバナンス支援（各国のサイバーセキュリティ対策も含む）強化に舵を切っている印象を受ける。 ・ODA 実施形態において、令和 5 年（2023 年）6 月 9 日政府は、政府開発援助（ODA）の新たな指針を定めた「開発協力大綱」を閣議決定した。ODA を「外交の最も重要なツールの一つ」として位置づけ、ODA を拡充する方針を初めて明記した。オファー型協力の推進など、今後 ODA 実施における管理運営の複雑性が増す（スタッフトレーニング、カウンターパートトレーニング）ことは言うまでもない。これに関連して、JICA 内部の Capacity 強化の説明は必要。 ・「人間の安全保障」を具現化・実施する JICA としては、後発途上国（LDC s）を真摯にサポートするグローバルリーダーと認識されることを国是とし、能力開発、インフラ開発、人間開発、農業開発、

	気候変動と環境問題、経済構造改革、平和構築と紛争からの復興、に注力することで、国際益—SDG s と国益の融和が図られ、国際的な信用の高揚につながる。 ・援助協調(マルチ・バイ)に関して、UNDP, UNICEF, ILO 等の国際機関とどのような交渉や協力をしているか、所謂、マルチ・バイの協力の別途説明・データベース化が必要。援助機関との連携は今後さらに促進・強化されることが予測される。特に、危険地域（ウクライナも含む）においてガバナンス関連では、国連機関との協力はさらに重要になる。 ・JICA の国内展開は国際協力に連動する重要なイニシアチブ（スタートアップ支援（Project NINJA、海外投融資による展開等）は、経済成長、持続可能な開発の推進における新興企業と若者のファシリテーションにおいて、重要な役割を果たしている。日本のスタートアップ企業との連携を奨励・推進すべき。 又、画期的な、“ピースビルディングボンドの発行：国内発行体として初めて、平和構築に向けた事業に調達資金 を充当する「ピースビルディングボンド」を発行。機構債に関して、ソーシャルボンドを計 800 億円発行するとともに政府保証外債は過去最高の 9 億ドルを発行し、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員した。このうち、50 億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員も実現した。 また、政府保証外債で調達した資金は、実際の出融資まで効率的に運用を行った。” この点は、将来性を見込んで S の評価をする。 ・更に、開発大学院連携プログラム、JICA チェアの拡大、多数の自治体との連携・JP-MIRAI による外国人材受入・多文化共生支援、開発教育の進展、は ODA の認知度を高める重要なプログラムである。ODA 環境を取り巻く環境が一層厳しくなる中、ODA 増額への国民の理解がより求められている意味で情宣活動もさらに強化する必要がある。 ・ICT や DX 事業を推進されることは賛同するが、パンデミックによって世界中の経済活動が急速減速しており、途上国は特に脆弱な状態に置かれている。貧困層の“Disadvantaged People”と呼ばれている一女性、子供、障害者も含めて、弱者に対する支援・協力をもう少し丁寧の説明してほしい。“JICA is back”のスローガンの下、“弱者に優しい JICA”のイメージは、底辺で苦しんでいる人々の信頼を得る重要なポイントである。誰一人取り残さないために貢献している「人間の安全保障」の evidence になる。 ・JICA は事業の改善と説明責任を果たすべく、近年、業務評価の質の向上に努力している。この評価形式は PDCA サイクルを有効活用している。しかしその取り組みは、依然として断片的なまま、気候変動や生物多様性損失、紛争、移住、難民、パンデミック、データ保護といった問題を個別に取り扱っている印象を受ける。横断的な、経済、社会、環境、ガバナンスの観点から、JICA 活動の整合性とインパクト評価を組み合わせ、SDGs の達成に注力してほしい。現在の業務は定量的には、インプット型で所謂、活動(activities)の記述が中心で、効果・Impact の説明が弱い、受益者の調査を実施し効果の状況を把握する努力・改善が必要。 ・実施形態とプロジェクトの Accountability において、無償援助、有償援助、緊急援助に区別し、それぞれの受益者とドナーとの関係で、オーナーシップの所在を明確にしてほしい。途上国では、国連機関が調整役を担っていることが通常。複雑多岐にわたる援助調整の説明が必要。 ・評価の基準:達成度に関して、120%以上が S ランクの評価と記しているが、その根拠等、明確に説明してほしい。一般的な評価基準は 100%以上でも過大評価とみなされる傾向がある。予算と事業期間関連がクリアでないため、今後さらに洗練された達成度の内容説明が必要。この類の、達成度が形骸的に毎年発表されているとするならば、評価システムの構造的な問題かもしれない。PDCA 手法は、現、JICA の業務実績を評価する上では好都合であるが、OECD (DAC) の定める ODA 評価、DAC 6 原則を基準にし、精査・改善してほしい。特定の成果に対する JICA の直接的な貢献を判断することは複雑で、JICA の活動の影響を他の要因から分離して、JICA の介入がなければ何が起こったのかを確立することは多くの場合困難。 ・いつも感じるところであるが、単年度毎に業績評価することの難しさがある。開発協力は、複数年にまたがって行われ、長期にわたっても援助の効果を測る必要がある。また簡潔にまとめられた報告書を基に、膨大な事業を現場での調査・ヒアリングなしに、時間をかけて精査することなく、全体のパフォーマンスを考慮しつつ、主要な事業を評価することは容易ではない。 ・そのことを前提として、全体としては、ウクライナ及び周辺国への様々な支援、トルコ南東部への災害支援等、突発的な支援事業を行いつつ、当初の計画は実行に移し、全般的に前年よりも目標を上回る成果が得られたことは、一定の評価はできるものと思われる。また、2019 年度以降の予算執行管理強化についても、DX を導入しながら着実に取り組みを重ね、管理能力が向上していると思われる。 ・ロシアのウクライナ侵攻、中国の台頭をはじめとする、国際政治の現実の中で、日本は、2023 年の G7 開催国として、国際的な政治・社会課題をリードする立場にあった。その中でウクライナ支援、感染症対策や国際保健をはじめとする様々な観点の日本外交や政策の実現に向けて JICA が貢献したことは、評価できるものと思われる。 ・ただ全体的な評価方法については、まだ量的評価が中心である。目標の設定次第で達成率が変動することや、量の変動による質的な評価との関係がわかりにくく、量的達成率を中心に評価することには限界があると感じられる。外務省、JICA だけで評価方法を変更することの難しさもあるが、「国際協力」という事業の性格上、よりインパクト、アウトカム志向、そして複数年での評価も求められており、事業計画の作成方法や目標設定、業務実績報告書のフォーマットも抜本的に変更を検討すべきであろう。そのことによって、国際協力のあり方も、より成果が可視化された中で議論され、国民の支持も高まる可能性がある。 ・2023 年 6 月 9 日に閣議決定された新大綱の中では、前大綱と比較し、JICA の役割に言及する箇所が飛躍的に増え、存在感を増してきている。その新大綱の中では、「人間の安全保障」が、これからの日本の開発協力が目指すべきコンセプトとして位置づけられている。JICA としても、それぞれの事業が「人間の安全保障」とどう関係しているのか、今後は事業計画、評価の尺度としても、位置づける必要があるであろう。 包摂的で公正な社会、すべての人の人権が守られ、市民が自由に活動できることは、開発の前提となる健全な社会である。EU 諸国はより人権ベース、社会公正に資する援助を進めようとしており、現地主導の支援などの国際的な援助の潮流を踏まえ、民主主義の基盤であるレジリエントな社会基盤を作っていく必要がある。そのために、日本の JICA は、どのような役割を果たすべきかが問われている。 ・全体として、日本は、国内外の市民社会組織（CSO s）への直接的な支援、あるいは CSO を通じた国際協力の推進が他国と比べて、極めて弱いと思われる。長期的な視点に立てば、CSO 等の特色を生かした支援を増やしていくことは、援助効果を高め、持続可能な開発等に貢献することになるものと思われる。CSO を通じた援助予算増、CSO の基盤整備、能力強化に向けた取組も強化すべきである。 ・日本政府も、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020 年）」でも、人権デューディリジェンス（人権 DD）の実施を企業に推奨している。人権 DD、すなわち、人権に取り組む方針の明確化、事前の人権
--	---

	リスクの特定と対応、人権侵害に関する救済措置、影響を受けるステークホルダーとの対話等の継続的な取り組みが求められており、JICA のプログラムの実施においても、同様の取組が求められている。 ・ロシアのウクライナ侵略、中国の台頭等の国際情勢の変化により、国家防衛戦略、日本の安全保障強化の観点から、防衛予算増と共に ODA の戦略的活用がうたわれている。外務省は、新たな OSA（政府安全保障能力強化支援）を新設し、ODA の枠外での新たな軍事支援を開始しようとしている。拙速に軍事支援に踏み切り、日本の平和憲法の下で長年築いてきた、我が国 ODA の中立性、真に被援助国と人びとの開発に資する ODA の実績と信頼関係を壊すべきではない。こういう時期だからこそ、安全保障の重要性を認識しつつも、改めて社会の様々な脅威を無くし、持続可能で公正な社会に向け、開発協力を強化すべく新たな国際協力に時代に入ったと言える。
--	--

様式１－１－３ 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
日本の開発協力の重点課題	S					(No.1- No.5)	
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S○					No.1	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○					No.2	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S○					No.3	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S○					No.4	
地域の重点取組	A○					No.5	
JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○					No.6	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○					No.7	
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	A○					No.8	
事業実施基盤の強化	S					No.9	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化		A○					No.10	
業務運営の効率化、適正化		B					No.11	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		B					No.12	
Ⅳ．その他の事項								
安全対策・工事安全に関する事項		A○					No.13	
内部統制		B					No.14	
組織力強化に向けた人事		A					No.15	
短期借入金の限度額		－					No.16	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		－					No.17	
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－					No.18	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）		－					No.19	
施設及び設備に関する計画		－					No.20	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項		－					No.21	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.- (一定の事業等のまとまり)	日本の開発協力の重点課題		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、日本再興戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI：Asia Energy Transition Initiative）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018、成長戦略実行計画、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 及び PALM9 の公約、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ									
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報：項目 No.1～項目 No.5 の項目別の記載を参照							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*	
								2022 年度	2023 年度
								2024 年度	2025 年度
								2026 年度	
								予算額（千円）	153,850
								決算額（千円）	211,517
								経常費用（千円）	105,509
								経常利益（千円）	△43,696
								行政コスト（千円）	105,509

*中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による	
					業務実績	自己評価	評価	
	3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点取組」。	2. (1) ①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から2. (1) ⑤「地域の重点取組」。	1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。	3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。	(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）、インフラシステム海外展開戦略 2025、質の高いインフラ等の政府の重要政策の実現に積極的に貢献した。特に、バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ 6 号線」の部分開業、日本の民間企業も参画するバングラデシュ経済特区の開業、日本の空港運営ノウハウを活用するパラオ国際空港ターミナルの全面開業、度重なる中断を乗り越えた南スーダンのフリーダム・ブリッジの完工、東南アジアで最大規模かつラオス初の IPP（民間による独立系電力事業）による風力発電事業の実施等により、日本が推進してきたインフラ輸出の促進や FOIP の実現にソフト・ハードの両面で貢献した。 また、ラオスの風力発電事業のほか、バングラデシュ、ソロモン、ラオス、カンボジア、インドネシア等におけるエネルギー・トランジションに向けた政策・計画の策定支援、太陽光発電の普及を目的とした国際機関（International Solar Alliance：ISA）との間で協力を推進する覚書の締結等により、地球規模の気候変動対策に貢献した。 さらに、現地発のスタートアップ企業を支援する Project NINJA をガーナ、エチオピア、ナイジェリア等で展開したほか、アフリカの新興企業のイノベーションを支援する海外投融資を開始するなど、アフリカにおける産業振興に貢献した。 加えて、ロシアによるウクライナへの侵略や気候変動等を背景とした世界的な複合危機により発生している食料・肥料価格の高騰に対し、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げ、市場志向型農業を推進する SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチの世界展開、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）を通じたコメ生産体制の取組強化等の支援を実施した。これに関連して、長年コメの生産支援に貢献してきた機構の専門家の活動が高く評価され、ウガンダ政府から最高位の勲章を受章した。	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 4 項目、A 項目 1 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 4 項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。 ＜課題と対応＞ No.1 から No.5 の各項目を参照。	評定	S
					＜評定に至った理由＞ 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 3 項目、A 評定 2 項目と、多くの項目において所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。			
					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目参照。			
					(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 保健医療分野では、ロシアによる侵略を受けたウクライナ及び周辺国（モルドバ）において医療体制の整備支援を実施した。また、新型コロナウイルスの世界的な流行を教訓とし、新たな感染症に備え、様々な開発パートナーとの連携・協力体制を構築した。さらに、多数の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を実施・形成した。 教育分野では、第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）を通じ、「日・アフリカ拠点大学ネットワーク構想」の拡大に貢献した。また、カンボジアにおいて、これまで支援してきた教員養成校の卒業生の指導力が評価され、それらの養成校が初めて高等教育機関として認証された。さらに、外部研究機関から 2 つの技術協力プロジェクトが「スケールアップに成功した代表プログラム」に選定されるなど、機構の協力が外部からの高い評価を得た。加えて、インドネシアにおける日本の経験を基にした社会保険制度の導入支援やモンゴルにおける社会的弱者の自立支援を開始するなど、社会保障に係る協力も展開した。 体育・スポーツ分野では、JICA 海外協力隊が指導したチーム・選手が様々な大会で活躍し、マダガスカルで柔道を指導した隊員は大統領からスポーツ功労賞が贈られた。また、ウガンダにおける女子サッカー大会やタンザニアにおける女子陸上競技会等により、スポーツを通じた女性のエンパワメントにも貢献した。さらに、バングラデシュにおけるオリンピックメダリストや日本のプロ野球のコーチによる指導、J リーグのクラブチームによる開発途上国での社会貢献活動支援等、著名人や日本の団体との連携による取組も多く実施した。			
					(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ウクライナに対し、長年機構が協力を実施してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）と連携した地雷除去支援、ロシア軍によって施設・機材が破壊された公共放送局に対する機材・整備支援等を迅速に実施した。これらの取組は、日本・ウクライナ、国際社会で広く報じられた。 フィリピンでは、ミンダナオ地域への機構による長年の平和構築支援が評価され、バンサモロ暫定自治政府議会に			

				において、機構に対する感謝及び賞賛の決議が採択された。 また、ボツワナにおける世界初となる地デジ日本方式完全移行への貢献、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の活動支援等を通じた日本政府の『『ビジネスと人権』に関する行動計画』への貢献、ASEAN 及びインド太平洋地域を対象としたサイバーセキュリティ協力の拡大による「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」への貢献等、日本政府の政策に貢献した。 さらに、2018 年 6 月の G7 サミットの機会に JICA を含む各国の開発金融機関が採択したイニシアティブ「2X チャレンジ（女性のためのファイナス）」への海外投融資による貢献、アフリカにおけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）導入支援や税関支援を通じた自由貿易の推進等による公正で包摂的な社会の実現への貢献、世界的複合危機に対応した債務状況の改善支援、国際機関との連携による人道と開発と平和の連携（HDP ネットワーク）の推進等により、平和で安全な社会の実現にも貢献した。 加えて、警察に関する協力では、長年の協力の成果が認められ、ホンジュラス国家警察長官から機構に対して勲章が授与されたほか、インドネシアのカウンターパートに対して、日本政府から外務大臣感謝状が贈られた。 （4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 気候変動対策に関しては、円借款や海外投融資、無償資金協力等により、2022 年（暦年）において、約 308 万 CO2 換算トンの温室効果ガスの削減に貢献した。また、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）や中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）等外部資金も活用した気候変動対策支援や、機構と JAXA の連携事業である熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST：JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics）を活用した支援を推進した。 また、飲料水の安定的な供給に資する支援を実施した。南スーダンにおいては、治安悪化により度重なる中断が発生したジュバ市の浄水施設が完工し、完成以前の 10 倍以上となる推定約 40 万人の市民への安全な水の供給に貢献した。カンボジアでは、首都プノンペンにおける水需要のひっ迫に対応し、日本企業が参画して浄水場建設・運営維持管理を行う事業・運営権対応型無償資金協力を開始したほか、日本が作成を支援し、安全・安定・廉価な給水サービスやそのための水道行政を行う上での基本的枠組みが定められた水道法が公布された。ロシアによる侵略を受けたウクライナにおいても、上水道システムが被害を受けたことに対応し、移動可能な浄水装置を迅速に調達・供与したほか、早期の復旧・復興を進めるための無償資金協力・技術協力プロジェクトを開始した。 さらに、パキスタンで発生した洪水に対しては、迅速にニーズ調査を実施の上、新たなスキームである災害対応技術協力の第 1 号案件として技術協力プロジェクトを開始したほか、トンガにおける復旧・復興の方向性を示す BBB（Build Back Better）ビジョンの作成支援、インドネシアにおける BBB 実現のための円借款の承諾等、防災及び復旧・復興に係る支援も推進した。 （5）地域の重点取組 FOIP や他の日本政府の戦略・方針を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、第 8 回太平洋・島サミット（PALM8：the 8th Pacific Islands Leaders Meeting）及び第 9 回太平洋・島サミット（PALM9：the 9th Pacific Islands Leaders Meeting）、第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7：the 7th Tokyo International Conference on African Development）及び TICAD8 等各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。また、2022 年度計画時点では不透明ないしは予見されなかった事態に対しても大規模かつ迅速に対応を行った。特に、ロシアによる侵略を受けたウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援を実施すべく、組織体制を工夫しながら総力を挙げて取り組み、日本政府による国際公約の実現に貢献したほか、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等に迅速に取り組んだ。さらに、2021 年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ各国ごとの喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献した。ほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研		
--	--	--	--	--	--	--

				究講座設立支援事業（JICA チェア）」を展開し、親日派・知日派リーダーの育成に全世界で取り組んだ。これら取組の結果、有償資金協力（円借款 L/A 承諾額、海外投融資承諾件数・承諾額）について過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力の G/A 締結額（承諾額）¹は 1,192 億円となったほか、外務省から無償資金協力事業の実施監理業務が機構に移管された 2008 年以降で最大の支払実行額（1,086 億円）となった。 地域別に見ると、東南アジア・大洋州地域では、フィリピンにおける地下鉄及び鉄道建設、インドネシアにおける鉄道・道路・港湾建設、カンボジアにおける港湾建設、東ティモールにおける道路建設等、円借款によるインフラの建設支援を通じ FOIP の実現に貢献したほか、これらの円借款による事業やパラオ国際空港ターミナルの建設等の海外投融資を通じ、インフラシステムの海外展開にも貢献した。また、2021 年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を実施した。 東・中央アジア及びコーカサス地域では、日本の自治体との連携や各国の「日本センター」を通じた取組により日本における外国人材受入に貢献したほか、ウズベキスタン初の民間事業者による大規模風力発電に係る融資契約の締結により気候変動対策に貢献した。 南アジア地域では、インドやバングラデシュ等において円借款による鉄道事業支援を通じ、FOIP 及びインフラシステムの海外展開へ貢献したほか、パキスタンにおける洪水被害への対応、アフガニスタンやパキスタンにおける人道支援・難民支援、スリランカの経済危機への対応等を実施した。また、ブータンに対する 11 年ぶりの円借款による新型コロナウイルスによる危機対応支援、ネパールに対する 6 年ぶりの円借款による送配電網整備支援及び海外投融資による投資環境整備支援等、様々な形で支援を実施した。 中南米地域では、JICA チェアに係る連続講義を 11 か国 13 校、有識者の現地派遣を 11 か国に実施したほか、機構初の試みとして、JICA チェア実施大学の教員（6 か国 8 名）の本邦招へいを実施した。また、米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）との連携により国内スタートアップ企業との共創推進事業「TSUBASA」を実施したほか、IDB との協調融資案件も形成・実施した。さらに、中米統合機構（SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM：Caribbean Community）と連携した協力を推進した。 アフリカ地域では、ロシアによるウクライナ侵略や新型コロナウイルスの感染拡大の影響による複合危機に対応した食料増産支援や新たな感染症を見据えた感染症対策支援等を実施した。また、チュニジアで開催された TICAD8 において発表された日本の官民を挙げたアフリカ支援策「TICAD8 日本の取組」において、機構が実施する取組が半数以上を占めるなど、日本の政策立案に貢献した。さらに、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：the African Continental Free Trade Area）やアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）等との連携による貿易環境の改善・貿易円滑化等の支援を実施した。 中東・欧州地域では、上記ウクライナ及び周辺国に対する支援、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急援助等に加え、太陽光発電を通じた気候変動対策支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：universal health coverage）を推進する円借款の承諾、世界的複合危機を背景とした社会保障支援に係る円借款の承諾等を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--

¹ G/Aが締結された案件の供与限度額。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）			
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム輸出戦略、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定	

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

3. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*						
	指標等	達成目標	基準値 （目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度		2026 年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連）	20 件	4 件	7 件	件	件	件		件	予算額（千円）**	21,253				
	【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goal 14、16 関連）	300 人	60 人	85 人											
	【指標 1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goal 4 7 関連）	100 人	20 人	28 人	人	人	人		人						

	【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goal 8 関連）	92,500 人	18,500 人	30,555 人	人	人	人	人						
	【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数（SDGs Goal 8 関連）	3,500 社	700 社	994 社	人	人	人	人						

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた	2. (1) ① 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）ア 都市・地域開発持続可能な都市・地域開発のマネジメント主体である行政機関の能力強化及び	1. (1) ア 都市・地域開発・都市づくりへの多様な主体の参画やリソースの活用を図るため、都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進する開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のまちづくり活動の促進等の事業を実施する。また、これに関する JICA 留学生受入や研	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記 2. ① 参照） ＜その他の指標＞ 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11 関連） 【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7 関連） ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ No.1-1 都市・地域開発 急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市における土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組んだ。ジャカルタ、ダッカ等の大都市では、公共交通中心の都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の協力を展開した。先進国中心に広がるスマートシティ化の潮流を汲み取り、開発途上国向けのスマートシティアプローチの実装に向けた協力を開始したほか、地理空間情報の整備・活用に係る協力を展開した。戦火が広がるウクライナに対しては、幅広い分野のインフラを対象に被害状況やニーズ分析に係る調査を迅速に立ち上げ、この中で越冬支援を進めながら、復旧・復興支援に向けて情報収集を行っている。 (1) 業務実績 ◎ ウクライナにおいて、被害状況マッピングや復興計画に資するデジタル地形図を迅速に作成【①③】：被災した重要都市オデーサ、ミコライウ、ヘルソンにおいて、戦災前の衛星画像を基に、縮尺1万分の1（都市計画スケール）のデジタル地形図をわずか2か月間で作成・提供した。デジタル地形図はウクライナ政府基準に準拠し、様々な政府機関が利用可能なものであるため、被害情報マッピング等に利用可能なほか、都市の復興計画を作成する際の基本図となる。 ◎ 日本の経験を活用し、高速鉄道駅周辺の開発を支援【①③】：「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名した（2022年10月）。本案件については、2015年12月の日印両国首脳による共同声明で、ムンバイ・アーメダバード区間について「日本の高速鉄道の技術及び経験を利用して整備されること、これに関して資金援		＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、予定されていた取組を着実に実施し外交上の貢献を認めるものの、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いイ		評定	S
					＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数、 【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数、【指標 1-5】資源分野人材の育成数、【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数、 【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数、【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数、【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数の 7 項目全てにおいて、達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 1. 都市・地域開発 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況					

	持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。 ア 都市・地域開発 持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通	地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力に当たっては、開発政策・計画の策定、法制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等とともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。 イ 運輸交通 イ 運輸交通 ・日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。)や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献す	修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成する。 ・誰もがいつでも正確な地理空間情報を使うことができる社会を目指し、各国の整備段階を踏まえ、位置の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本図の整備、地理空間情報の利活用促進に取り組む。 イ 運輸交通 ・日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。)や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献す	助及び技術援助が日本から提供されるための詳細検討を進めること」に合意したことを背景として、2020年8月にインド政府からの要請を受けて案件形成に取り組んできた。マハラシュトラ州の最大都市ムンバイとグジャラート州のアーメダバードを繋ぐ「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」(円借款)と連携し、同事業により建設される高速鉄道駅周辺において、モデル駅と位置付けられる駅の駅周辺開発の計画策定を支援することで、インド側の駅周辺開発計画の策定能力の向上を図り、高速鉄道駅周辺の連結性強化及び乗客の利便性の向上と広範な経済発展を目指しており、日印間の合意の実現に大きく貢献するものである。2023年以降、日本の駅周辺開発の事例やノウハウの紹介を含む本格的な協力がスタートする予定。 ◎ ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想を支援【①③④】：機構は、2014年9月の日・バングラデシュ首脳会談にて発表されたベンガル湾産業成長地帯(The Bay of Bengal Industrial Growth Belt: BIG-B)構想に基づき、外国直接投資を呼び込むことで同国の経済成長をけん引する開発を進めるべく、モヘシュカリ・マタバリ地域の物流、電力エネルギー、産業集積を目指した同国の「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ」を支援している。2023年3月に、その中核となる円借款「マタバリ港開発事業(第二期)」及び円借款「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(第一期)」のL/Aを調印した。これらの案件により、バングデシュ唯一の大水深港開発のポテンシャルを持つマタバリ港の開発及び同港を起点としたアクセスの向上を図り、物流の改善・促進及び経済発展に寄与することが期待される。また、ロヒンギヤ避難民が多く暮らす同地域の南部においては、円借款「南部チョットグラム地域開発事業」(2022年6月にL/A調印)を通じて、ホストコミュニティの基礎インフラ整備への協力を開始した。ロヒンギヤ避難民の受入が長期化する中、地域の雇用創出にも寄与する同事業に対し、同国政府から高い評価を得ている。 ◎ 衛星測位データ利活用の能力向上支援がタイ王立測量局から高く評価【③④】：タイにおける「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)の専門家チームがカウンターパート機関であるタイ王立測量局(RTSD: Royal Thai Survey Department)より、Honorary Aerial Photo Navigator Badge(名誉航空写真ナビゲーターバッジ)を授与された。これは、年に1度、RTSDの事業に貢献した人に授与されるもので、同バッジが外国人に授与されるのはインド人研究者に続いて2例目で、日本人としては初の栄誉である。2020年11月から始まったタイの高精度測位データの利活用促進と産業振興を図る本プロジェクトにおいて、RTSDの国家電子基準点データセンター職員の技術力向上に大きく貢献したことが高く評価された。2022年度は、本邦企業とタイ企業を対象としたパイロット事業8件を通じて、キャッサバ農場におけるスマート農機の導入やICT建機を用いた道路工事に係る実証事業を実施し、衛星測位データを活用した新たな位置情報ビジネスの創出を推進した。 ○ JICA 開発大学院連携プログラム「持続可能な都市開発コース」で地域理解プログラム「復興からその先へ パートナリーシップによるまちづくり in 東北」を開催した。東日本大震災からの復興経験を持ち、インドネシアのアチェ地震災害の被災地への	ンフラ投資に資する取組等の政府の政策実現に向け更なる取組推進を期待する。 また、本邦技術の活用や本邦企業の海外展開にも留意し、ポスト・コロナにおける ICT・DX の取組を期待する。 (2) 対応 FOIPの実現に向け、価値観を共有する国々、地政学的に重要な国々に対し、各国に対する二国間協力とともに、課題別研修や港湾アルムナイ等を通じた人的ネットワークを構築・維持発展させていくことにより、政策実現に貢献していく。本邦技術の活用や海外展開にあたっては、機構事業による本邦技術の動員だけでなく、機構事業を触媒として各企業がそれぞれ海外展開を図っていくことを通じた政策実現に貢献していくほか、ASEAN各国を対象にフードバリューチェーン構築・改善に向けた技術協力を立ち上げ、日本企業の海外進出にも間接的に資することを目指している。 都市・地域開発の観点では、ICT・DXに係る取組として、地理空間情報の整備・活用イニシアティブとして、測位情報の利活用を本邦企業の参画のもとに取組を進めている。タイでは、電子基準点利活用促進のためのパイロット事業を実施。本邦企業・タイ企業から提案のあった8件を採択、そのうちICT施工及び農業機械の自動運転に係るパイロット事業では現地見学会を開催し、本邦企業と共に実施した積極的な広報を通じ、技術や機材を幅広く知らしめる機会となった。カンボジアでも電子基準点5	急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市における土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナの被災した重要都市オデーサ、ミコライウ、ヘルソンにおいて、被害状況マッピングや復興計画に資するデジタル地形図を迅速に作成・提供し、都市の復興計画を作成する際の基本図になった。 ・2022年10月に討議議事録署名に至ったインドに対する「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」は、円借款と連携し、駅周辺開発に関し、日本の経験を活用した開発計画策定の支援により能力向上を図り、高速鉄道駅周辺の連結性強化及び乗客の利便性の向上と広範な経済発展を目指し、日印間の合意の実現に大きく貢献した。 ・ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想に基づき、外国直接投資を呼び込むことでバングラデシュの経済成長をけん引する開発を進めるべく、統合的インフラ開発イニシアティブの支援に加え、港湾及び道路の円借款案件を具体化したことで、同国の物流の改善・促進及び経済発展への寄与が期待される。また、ロヒンギヤ避難民が多く暮らす同国南部においては、ホストコミュニティの基礎インフラ整備への協力を開始し、地
--	---	---	--	---	--	--

	じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。 イ 運輸交通人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備と、その利用促進に取り組む。協力に当たっては、世界各国の首都並びに人口300万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセットマネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルス	るため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。 ・効率的かつ質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を重点的に実施する。 ・道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。 ・都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交		復興支援を機会に協力関係を維持している釜石市と連携し、長期研修員と地元関係者や高校生との意見交換や復興まちづくり、地方創生まちづくりの現場視察を実施した。震災から復興した現場の理解に留まらず、復興後の人口減少や地域おこしの課題に取り組む行政やNPO、市民団体との交流機会を設け、日本の地方の実情を知る機会を提供した。開発途上国の中央政府で勤務する研修員が市民参加型の行政の在り方を深く理解する機会となった。また、コロナ禍で受入が減っていた中、地方のまちづくりの取組に関する海外関係者の受入・発信の様子は、NHKや地方メディアにより報道された。釜石高校では、研修員による授業参観を通じて地元高校生の開発途上国への関心を高めることにもつながった。 ○ 日・ASEANスマートシティ・ネットワーク会合（2022年12月）にて、カンボジア「シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のブース出展を行い、機構によるスマートシティ推進に向けた取組の紹介を通じ、日・ASEANスマートシティ・ネットワークへの協力を推進した。同プロジェクトでは、2022年度の活動として国内の先進事例である高松市と連携し、現地で経験共有を行った。また、タイのバンスー地区の開発やスマートシティ推進に向けた協力の一環として、タイ運輸省関係者ら14名の本邦招へいを実施した。これに合わせて副首相や運輸大臣も来日し、国土交通省・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）等と連携して日本の駅周辺開発事例を紹介、駅前再開発の事例である大阪うめきた地区の開発の様子などを視察し、関係者の具体的イメージの形成に役立てた。また、訪日プログラム中に、国土交通省及びUR都市機構とタイ運輸省、タイ国鉄資産運営公社の協力覚書（MOC:Memorandum of Cooperation）がそれぞれ締結（更新）され、日本とタイの二国間関係の強化に貢献するとともに、UR都市機構とタイ国鉄との間での有償アドバイザリー契約締結に向けた意思表示が運輸大臣からなされるなど、更なる二国間協力の足掛かりとなった。 ○ 横浜市主催の「第11回アジア・スマートシティ会議」（2022年11月）のイベントにおいて、メタバース空間を使った学生グループによる都市課題への対応案に係るプレゼンテーションに機構職員がコメンテーターとして参加し、後日、横浜市長から機構に礼状を頂いた。横浜市立大学、タマサート大学（タイ）、マレーシア科学大学、ベトナム国家大学、ハサヌディン大学（インドネシア）からなる学生グループとのディスカッションを通じて、日本及び開発途上国の大学生の当該課題に係る理解の深化に貢献した。 （2）SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール11（包摂的で安全かつ強じん（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する）の達成に向けて、ブラジルでは防災と高齢化を主題とした日本との相互の学び合いに関する取組を開始した。ラオスでは望ましい都市開発を誘導するため、土地利用のルール化やGISプラットフォームづくりに取り組んだ。カンボジアでは電子基準点整備を進め、日本の測位衛星みちびきを利用したセンチメートル級の高精度測位を可能とし、測量の高度化を通じた土地管理やインフラ整備の促進に寄与している。 アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易協定の効果発現に重要となる国際回廊開発	点の設置・導入を新たに実施。併せて本邦及び現地企業を対象としたパイロット事業4件を採択し、当該国の高精度な測位情報を活用した新たな社会サービスの提供に取り組んでいる。 また、中東・欧州地域では、ヨルダン「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」で、パイロット事業としてVRやAR技術を活用したビジター向けのコンテンツ開発及び現地人材のデジタルマーケティング能力強化に着手した。また、パレスチナ「観光マーケティング・プロモーション」専門家がVRコンテンツ開発を通じて現地観光サイトの認知度向上に取り組んだほか、QRコードを使った観光プロモーションサイトへの誘導によりユーザーデータを取得し、観光遺跡庁のマーケティング担当者に対してサイトユーザーのデータ解析に係る能力強化に取り組んだ。 加えて、農林水産業・農村開発においては、各事業においてオンライン会議・研修の導入のほか、治安の問題や遠隔地のため訪問できない地域での活動をICTツールを用いて現地関係者を遠隔指導しながら展開するといった取組を行っている。また、ブラジルで日本・ブラジルの官民連携を通じて精密・デジタル農業を推進するといったDXに特化した事業も行っている。	域の雇用創出にも寄与することで、同国政府から高い評価を得た。 2. 運輸交通 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、地政学的に重要となる日本及び同盟国のシーレーンにおける航行安全の確保、密輸・密漁対策等に資するため海上保安分野支援にも積極的に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業、誰もが利用しやすい交通を具現化した。また、一番列車の運転席には同国初となる女性運転手が乗り、ジェンダー主流化にも寄与した。開業式典におけるハシナ首相のスピーチでは、同国で初めて取り入れた最先端の技術によるメトロ開業への期待が述べられた。 ・日本企業が参画し日本の空港運営ノウハウを活かしたパラオ国際空港ターミナルが全面開業し、パラオの観光産業発展に寄与した。 ・南スーダンの平和と自由への希望を込めた「フリーダム・ブリッジ」が完成し、開通式には同国の大統領、副大統領が出席し、機構の理事長に対して、同橋が南スーダンと日本の真の友情を示す永続的な証拠である旨が述べられ、深い謝意が示された。 ・フィリピン、マレーシア、インドネシアなどにおける海上保
--	---	---	--	--	--	--

ラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。	イルスを含む感染症等への対応を念頭に、国境通関や港湾手続き、空港出入国手続きのDX化、公共交通における非接触システム導入や適切な換気等の感染対策の促進等により利用者、関係者の接触機会回避、感染症の予防に向けた施策の導入を図る。	通事故の増大等が生じていることから、より環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。		において、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）を視野に入れた新たな統合開発アプローチを取りまとめ、AUDA-NEPAD、ドイツ国際協力公社（GIZ：Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）等と第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）サイドイベントで発表した。		安能力の強化により FOIP の実現に貢献した。
ウ 資源・エネルギー全ての人が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の	ウ 資源・エネルギー全ての人が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会の構築に貢献するた	・FOIP 等地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊整備等のハードの整備を行う。あわせて、運営維持管理、海上保安能力強化等ソフト面の協力を行うことにより、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。		(3) 事業上の課題及び対応方針 スマートシティやTOD等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。 デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討していく。スマートシティ分野においては、上述の取組を通じて両国の関係強化や都市間連携強化に貢献するなど成果が上がっており、引き続き、地方自治体、民間企業との連携強化を図っていく。		3. 資源・エネルギー 【指標 1-4】 低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 21 回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定に基づく脱炭素への取組を促進するため、カーボン・ニュートラルに向けたエネルギー・トランジションへ協力するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・大規模な停電が続いていたウクライナに対して、発電機約 296 台及び大型発電機 25 台を緊急供与するなど迅速な越冬支援を実施した。 ・ソロモンにて、機構が支援した再生可能エネルギーの導入に係るロードマップが、同国政府により正式に採用される旨発表された。また、バングラデシュにおいても、現実的なエネルギー・トランジションの案を含んだネットゼロシナリオを提示したマスタープラン案が、同国政府による承認を見込んでいる。これらの取組を通じ、エネルギー・トランジションのための計画策定・人材育成を推進した。 ・ラオスの海外投融資一号案件モンスーン風力発電事業は、東南アジアで最大規模、かつラオス初の IPP 風力発電事業であり、本事業を契機に民間事業者が同国の風力発電事業向け投資を活発化させることが期待
No.1-2 運輸交通			運輸交通課題については、大都市における交通課題に対応するため、都市公共交通機関の整備、利用促進に精力的に取り組んできた。また、開発途上国における道路、橋梁等インフラストックの老朽化が顕在化しているなか、予防保全の考えに基づく道路アセットマネジメントの導入・定着を図った。インフラ整備に伴う負の側面となる道路交通安全対策にも注力し、道路利用者の誰もが安全・安心して利用できる取組を行った。また、地政学的に重要となる日本及び同盟国のシーレーンにおける航行安全の確保、密輸・密漁対策等に資するため海上保安分野支援にも積極的に取り組んだ。			
(1) 業務実績			◎ バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業、誰もが利用しやすい交通を具現化【①③④】：ダッカ都市公共交通整備にあたり、JICAはダッカ都市交通マスタープラン策定に始まり、建設、組織体制支援、安全対策、使いやすいICカード導入、駅周辺開発等、日本が得意としてきた都市鉄道整備から運行管理、周辺開発に至るノウハウを総合的・包括的に支援してきた。この成果として、バングラデシュ初となる都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業した（2022年12月）。開業式典には、同国のハシナ首相をはじめとする両国関係者及び数万人の一般参加者が参加し、ハシナ首相のスピーチでは、同国で初めて取り入れた最先端の技術によるメトロが開業することへの期待が述べられた。この開業を記念して、同国ではダッカメトロが載った50タカ紙幣が発行されるに至っている。本路線の開業によって自動車交通から公共交通への移行が加速された。今後、ダッカの交通渋滞の緩和及び大気汚染の改善等が期待される。 一番列車の運転席には同国初となる女性運転手が座った。これは日本の運輸交通支援がジェンダー主流化にも寄与することを象徴する具体的な成果の一つである。また、安全かつ快適な、人々にやさしい公共交通機関の整備により、女性の就業機会の拡大への貢献が期待されることに加え、SDGsのターゲット11.2で掲げる老若男女、健常者、障害者問わず誰もが利用しやすい交通の実現を具体化したものであ			

低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。	め、電力供給を可能とする電気事業体制の構築とともに、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力に当たっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、資源の絆プログラムによる人材育成・	点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、再生エネルギーの大量導入に対応するためのシステムの安定的な運用能力の強化や、そのために必要となる設備強化、電力公社の経営持続性強化等に取り組む。また、未電化人口が多いサブサハラ・アフリカでは、民間事業者による再生エネルギー導入促進のための投資環境改善に取り組む。	る。	また、このダッカメトロを含む、機構によるこれまでの都市鉄道の運営・維持管理に係る支援のノウハウが詰まった実務者向けのハンドブック（和文・英文）を機構ウェブサイト上で公開し、先方実施機関やコンサルタントを含む事業関係者の育成に役立てている。		される。未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献する。さらに、ベトナムへのクロスボーダーの売電事業であることから、メコン地域の連結性強化にも資するものである。
民間セクター開発開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するため支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。						
オ 農林水産業・農村開発						

	農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発（水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。）及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。	人的ネットワーク強化に取り組む。 民間セクター開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能なかつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育成・成長を促す。協力は当たっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構	技術・経験をいかして、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における再生エネルギー導入促進等に取り組む。 エネルギーの需要側において産業分野を中心に省エネルギー技術の導入を促進する。 ・資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成及び帰国研修員とのネットワーク拡充を重点とした人的ネットワークの強化に取り組む。 民間セクター開発・JICA グローバル・アジ	能力向上の枠組みを構築するため、独立行政法人国立高等専門学校機構舞鶴工業高等専門学校（舞鶴高専）と覚書を締結した（2022年9月）。舞鶴高専は、2014年に設立した社会基盤メンテナンス教育センター（iMec）を通じ、日本の地域のインフラの維持管理を担う技術者の育成を推進してきた。今回の覚書の締結により、iMecが有する教材を外国語に翻訳・整備し、機構の道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）の活動における教育教材として活用することを予定している。これにより、iMecのノウハウがRAMPを通じて活用され、開発途上国のアセットマネジメントに係る能力向上及び人材育成に貢献することが期待される。今後は、翻訳した教材を活用した舞鶴高専での研修実施も計画している。地方が有する課題解決に向けた知見が海外展開支援にも繋がった好事例としてメディアによる取材も多数あり、特に地方紙面で好意的に紹介された。また、RAMPの案件の一つであるタジキスタン「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」の本邦研修において、タジキスタンのカウンターパートが熊本県玉名市を訪問し、同市が市職員の直営で実施しているDIY（Do It Yourself）の維持管理手法を実践的に学んだ。人、予算が限られる地方自治体の創意工夫を凝らした維持管理手法は、RAMPを展開する開発途上国においても適用できる可能性を秘めたものであり、参加したカウンターパートからは非常に貴重で有益なものであったと高い評価を受けた。タジキスタン運輸副大臣から玉名市長宛てに感謝状が贈呈され、2023年3月24日に機構職員を通じて玉名市長に感謝状が引き渡された様子は、地元のテレビや新聞で報道された。 ○ SDGs Week EXPOの「社会インフラテック」に出展した（2022年12月）。道路、橋梁、河川、交通、エネルギー、公共施設などの社会インフラの老朽化対策・維持管理技術、ソリューション工法技術などインフラ分野での様々な技術・製品・情報を持つ国内のインフラメンテナンス関係者に対し、RAMPの取組を紹介。来訪者からは高い関心が寄せられ、RAMPを通じた自社製品の海外展開への参画を検討したいなどのコメントがあった。機構の事業の紹介に加え本邦技術の活用や民間連携の可能性について意見交換する機会ともなった。 ○ デジタル技術を活用した交通安全の取組として、交通渋滞が深刻な問題となっているタイのバンコクにおいて、プローブ情報などのビッグデータを活用した次世代型交通管理に係る日タイ有識者による調査研究を立ち上げた。交通工学、交通管制に見識のある日タイ有識者によるキックオフ会合を2022年12月にオンラインで開催、2023年3月にはバンコクにおいて現地視察及び協議を実施した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsターゲット3.6（2030年までの交通事故死傷者数半減）の達成に向け、タイ、カンボジア、バングラデシュにて本課題に取り組むとともに、新たにケニア、ウズベキスタンにおいてそれぞれの国・地域が置かれている状況を踏まえた課題解決に取り組むこととなった。また、道路・橋梁整備や交通管制整備などにおいても交通安全の視点を十分に踏まえた計画・設計を行うことにより、道路利用者、なかでも歩行者が安心して歩ける空間づくりにも貢献している。 SDGsゴール5（ジェンダー平等）の達成に向け、鉄道やバスなどの交通機関における女	Ltd 社や、ウガンダで妊産婦向け携帯型超音波診断サービスを提供している M-SCAN 社などの数社がビジネス拡大に必要な資金調達に成功するなど、現地企業の能力強化の成果が発現した。 ・2023 年 3 月に出資契約が調印された海外投融資「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」により、アフリカの新興企業の育成に寄与し、上記 Project NINJA とも連携することで、社会課題解決と開発効果の一層の発現を目指すことが期待される。 5. 農林水産業・農村開発 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナの農業セクターの復旧・復興に向けた調査や無償資金協力を行うとともに、生産の回復を迅速に支援するため、被害の大きい地域に対し主な輸出農産品であるヒマワリやトウモロコシの種子を配布する無償資金協力を行うなど、戦略的に迅速な支援に取り組んだ。 ・JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げにより、アフリカの食料・農業セクターの強靱性を強化し、人間の安全保障の実現に取り組んだ。また、緊急支援として、コートジボワールを対象とした円借款案件を形成するなど、農業投入財（種子、肥料等）へのアクセス強化を通じて危機に直面する小農の食糧作物生産を支
--	--	---	---	---	--

	造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。 オ 農林水産業・農村開発 農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給に貢献するため、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、水産資源の管理・活用、畜産振興と家畜衛生の強化を支援する。協力にあたっては、社会的・経済的・環境的に持続的かつ包摂的な農業・農村開発	エンダ（課題別事業戦略）（以下「JICA グローバル・アジェンダ」という。）（民間セクター開発）に基づき取組を進める。アジア地域では、「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」等を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい産業育成を推進すべく、日本人材開発センターや過去の協力拠点を活用したビジネス人材育成、本邦企業を含む外資系企業と現地企業とのネットワーク強化や政策策定支援に取り組む。さらに社会的インパクトの発現に貢献する起業家育成支援の案件形成に取り組む。	性の活躍促進、女性の行動特性にも配慮した計画、設計段階での対応、工事施工中のジェンダー平等事項の実施等に取り組んできた。 海上保安分野の協力は、安全で円滑な海上交通の確保に加え、海上における法の支配を強化するという意味でSDGsゴール16（平和と公正の実現）にも貢献している。 (3) 事業上の課題及び対応方針 道路・橋梁の維持管理にあたり人材、財源、技術の不足は開発途上国共通の課題であり、支援ニーズは高い。他方、この課題は日本の地方自治体でも共通に抱えているものである。前述の熊本県玉名市の取組であるDIYによる維持管理は、課題解決のための具体的対応であり、このノウハウは開発途上国でも適用可能と考えられる。 海上保安分野の支援ニーズについて、長年ニーズに対しリソース制約が大きく全ての要望に応えられない状況であった。海上保安庁により2017年に設立された海外人材育成を専門とするモバイルコーポレーションチームが効果的・機能的に活動するようになると同時に、船舶運用、海図作製や油防除をはじめとする分野での民間コンサルタントの活用が進み、リソース制約に対する対応がなされつつある。 No.1-3 資源・エネルギー 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定に基づく脱炭素への取組を促進するため、カーボン・ニュートラルに向けたエネルギー・トランジションへの協力を注力した。具体的には、次世代脱炭素技術の開発や開発途上国への紹介のほか、クリーンエネルギーの開発、開発されたエネルギーを域内に供給するための系統整備、トランジションに必要となる鉱物資源分野への協力を実施した。 (1) 業務実績 ◎ 迅速なウクライナ向け越冬支援【①③】：2022年10月以降のロシアの攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、大規模な停電が続いていたウクライナに対する越冬支援として、発電機262台（計5,050kVA）を緊急に供与した。10月中旬にウクライナからの要請を受け、迅速なデリバリーに向けて、ウクライナエネルギー省、送電公社及び本邦企業と調整を行い、2022年内に25台の大型発電機供与を実現した。加えて237台の発電機を2023年2月初旬までに供与し、同国のエネルギー事業の継続等のために活用されている。 ◎ 太陽光等普及促進を目的とした国際機関（International Solar Alliance：ISA）との業務協力覚書署名【①②】：インド政府が活動を強く後押ししているISA（本部：ニューデリー）について、日本政府を中心に、関係3機関（機構、国際協力銀行〔JBIC：Japan Bank for International Cooperation〕、新エネルギー・産業技術総合開発機構〔NEDO:New Energy and Industrial Technology Development Organization〕）で、ISAとの協力を進めるMOCを締結した（2022年8月）。今後、日印二国間関係の更なる進展に大きく寄与することが期待される。また、インドは気候変動対策について、ISAと共に国際場裡で活発に活動しており、本協力の推進は、日本の気候変動外交への貢献も期待される。	援した。 ・SHEPアプローチの世界展開として、アジア、中東、中南米地域への普及・拡大に向けた取組を強化し、特に、中南米地域を対象にした研修コースやインドにおける円借款を通じて協力した灌漑開発事業関係者に対する研修を実施する等、支援スキーム横断的に取り組んだ。 （結論） 以上により、定量指標7つ全てが120%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められ、また、困難度が「高」とされているとおり、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 具体的には、迅速なウクライナ支援の継続は、外交上の大きな貢献であったと評価できる。また、日本の強みを活用しつつFOIPの陸海空の連結性強化に資するインフラ整備（パラオ国際空港ターミナル全面開業等）や質高インフラ（南スーダン「フリーダム・ブリッジ」完成等）の取組を進めるなど、我が国の主要な外交政策であるFOIPの実現に向けた重要な推進力になるとともに、本邦企業・技術の海外展開も推進し、インフラ輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献したことは高く評価できる。加えて、アフリカのスタートアップ支援であるProject NINJAなど、スタートアップ支援の展開等により質の高い成長の実現
--	--	--	--	---

		を実現するために、小規模農家による市場志向型農業実践の推進、コメ生産量の増加、水産資源の適切な管理と沿岸コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービス能力の向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。	・アフリカ地域を中心とする他地域では、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい産業育成と第7回アフリカ開発会議（TICAD: Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）の柱であるイノベーション促進の観点から、社会課題解決に向けた起業家育成支援（Project NINJA: Next Innovation with Japan）や「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」を推進し、現地企業の能力強化を支援する。 ・「TICAD7における日本の取組」に	◎ エネルギー・トランジションのための計画策定・人材育成の推進【①②】: ・ソロモン「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援した再生可能エネルギーの導入に係るロードマップが、2022年7月、同国政府により正式に採用される旨が対外発表された。 ・日本政府による「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI: Asia Energy Transition Initiative）」と連携し、ラオスやカンボジア、インドネシア等における、エネルギー・トランジションに向けた長期計画策定支援の案件形成を実施し、うちラオスでは事業を開始した。 ・G20の一環として2022年11月にバリ島で開催された「Energy Transition Day」において、インドネシアの脱炭素に向けた電力分野でのエネルギー・トランジションに係る包括的な協力の強化のために、機構と同国国営電力公社との間で業務連携協力に関する覚書を締結した。 ・バングラデシュ「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）において、現実的なエネルギー・トランジションの案を示しつつネットゼロシナリオも提示、カーボン・ニュートラルに向けた議論を促し、マスタープラン案を提示した。2023年度には同国政府による承認を見込んでおり、マスタープランで提示したトランジションに必要な人材の育成支援に向けた同政府との具体的協議に着手した。 ◎ ラオス初の海外投融資事業による再生エネルギー支援【①】: ラオスの海外投融資一号案件として「モンスーン風力発電事業」の融資契約に調印した（2023年2月）。東南アジアで最大規模、かつラオス初のIPP風力発電事業（民間事業者が独立電力事業として風力発電設備の建設・運営を実施するもの）であり、本事業を契機に民間事業者が同国の風力発電事業向け投資を活発化させることが期待される。風力資源の季節性は、豊富な水資源を背景とした水力発電を支える雨季とは逆の周期であり、未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献する。さらに、ベトナムへのクロスボーダーの売電事業であることから、メコン地域の連結性強化にも資すると考えられる。 ◎ ウランバートル及び東京でモンゴル鉱業分野の国際フォーラムの実施【③④】: 「鉱物資源と経済発展：課題分析と提言/Economic Dependence of Mongolia on Minerals: Challenges and Recommendations」を機構主催で開催した（2022年12月）。モンゴルにおいて鉱業分野は、国家財政に大きな影響を与える極めて重要な産業であるが、政権交代が頻繁に行われるため、一貫した国家財政管理や鉱業収入をいかした適切な経済・財政政策が行われ難い環境にある。機構が2021年度まで行った同分野への人材育成と政府向けシンクタンクの機能強化、知的支援の技術協力はモンゴル政府高官（鉱山省副大臣等）から非常に高い評価を受けており、本フォーラムで成果をモンゴル政府等とともに発表した。 ○ 送配電網の整備支援による広範囲・安定的な電力供給への貢献: ネパールのボカラ市及びカトマンズ首都圏に送配電網を整備する「都市送配電網整備事業」（円借款）の	に貢献した。また、ラオスの海外投融資第1号案件である風力発電事業は同国初のIPP事業（民間事業者が独立電力事業として建設・運営するもの）であり、未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化だけでなく、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献するとともに、メコン地域の連結性強化にも資するベトナムへの売電事業を企図するなど、機構の自主的な取組による工夫も認められる。ウクライナの越冬支援やバングラデシュにおけるロヒンギャ避難民受入地域の雇用創出に貢献するなど、困難度が高い業務を着実に実施した取組は評価できる。 これらの成果は、ウクライナ支援や南スーダンの取組など外交上の大きな貢献だけでなく、開発協力大綱に掲げる「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減、FOIPの実現等にも顕著に貢献するものであり、政府の取組に大きく貢献する等、中期計画における所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 2023年3月に公表された新たなプランを踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。 デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討に加え、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟か
--	--	--	--	--	--

		貢献すべく、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」の実施等を通じ、日本とアフリカの間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。 ・持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広いSDGsへの正のインパクトの実現を図る。コロナ危機からの早期の復興、再建に向け、観光産業全体のレジリエンス向上を目指した取組を実施する。 オ 農林水産業・農村開発 ・JICA グローバル・アジ	L/A を調印した（2022 年 9 月）。本事業は、同地域の電力供給の安定化・効率化を図り、もって同国の経済発展及び住民の生活環境向上に寄与することが期待されている。同国の電源開発については、電力開発計画の策定、関係機関の調整機能の構築を目的とした「統合的電力システム開発計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）をエネルギー・水資源灌漑省やネパール電力庁（NEA：Nepal Electricity Authority）等をカウンターパートに実施していることに加え、「水力発電計画アドバイザー」（専門家）を NEA に派遣中であり、両協力との有機的な連携を通じて、電力開発計画に基づく電源開発や送電線開発、送配電設備との接続により安定的な電力供給が期待される。 ○ ケニアの地熱協力の更なる促進のため、「地熱発電事業における蒸気供給管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、日本が有する地熱蒸気の性状に応じたトータルエンジニアリング技術の強みをいかして政策・制度支援や地表調査、試掘・資源量評価、プラント建設及び運営・維持管理といった地熱開発の各段階におけるケニアでの様々な協力アセットを他アフリカ各国で活用すべく、タンザニア向け第三国研修を実施した（2023 年 2 月）。 ○ TICAD8 のサイドイベント「グリーン成長に向けたエネルギー・トランジション」において、グリーン成長に向けたエネルギー・トランジションについて発信、約 150 名が参加した。機構のほか、ナイジェリア電力省大臣やアメリカ合衆国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）、南部アフリカパワープール（SAPP：Southern African Power Pool）、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA：International Renewable Energy Agency）が登壇した。本イベントでは、脱炭素に向けたエネルギー・トランジションをアフリカの成長に繋げなければならないこと、そのためには、安価なクリーンエネルギー（水力や地熱など）の開発と、それを域内で共有する国際送電網の整備が重要であることが強調された。 ○ 産業分野を中心とした省エネルギー技術導入促進については、エジプト電力・再生可能エネルギー省、貿易産業省等に対する「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、省エネ潜在性の高い高効率エアコンの実証試験・製品評価を実施し、有用性が共有・認識されたほか、工場での省エネ診断の能力強化を行うなど、産業部門における包括的な省エネ活動の促進に寄与した。プロジェクトの成果は、エジプト政府が主催する UNFCCC COP27 のサイドイベントで広く共有された。 ○ 持続的な鉱物資源管理の実現に貢献するために開発途上国の鉱物資源分野の核となる人材育成行「資源の絆」の構想から 10 年のタイミングで、長期レビューを実施し、今後の方向性を明確化した。当初の構想通りに事業が進展していることが確認された一方で、共同研究活動の更なる促進のための海外フィールド調査制度の改善、帰国後研修員との連携強化などが提言されており、今後、同提言を実施に移す予定である。	つ迅速な事業実施を積極的に提案していくことを期待する。 「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）」構想やアフリカパワープールの取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現するため、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む協力を実施することを期待する。 また、開発途上国の民間セクターの成長に向け、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・これも全体に関わるところであるが、日本の ODA70 年の歴史の中で、ODA 予算の削減、日本の科学力・技術力・企業競争力の相対的な低下など、日本の開発協力の総合的競争力の衰退は否めない。その意味において、JICA の優位性は、これまでの日本の経験を踏まえ、多角化した担い手の間の新しい連携を踏まえた総合力がカギではないか。その意味において、企業、NGO、大学等の連携が益々重要であり、そのことによって、現地の開発のさらなる原動力になるものと思われる。 ・インフラ支援が経済成長の基礎になるうが、ハードのインフラに加えて、それを動かすソフト、人材育
--	--	---	---	--

			エンダ（農業・農村開発）に基づき取組を進める。主な取組として、小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカ、アジア、中南米及び中東地域の小規模農家を支援する。その際、人材育成・ネットワーク化や開発パートナーとの連携による事業拡充を図る。 ・コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のため	○ ザンビアで実施した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）事業の成果（鉱山由来の鉛汚染による人体や自然環境への影響を科学的に解明）を発信するべく、ルサカで国際フォーラムを開催した（2022年8月）。同フォーラムには同国の主要大臣が参加したほか、他国からのオンライン参加もあった。鉛汚染の影響経路が明確になったことで、鉛汚染対策の方策が明らかになり、本事業の成果を受けて世界銀行が鉛汚染対策の事業を形成している。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール7（エネルギーをみんなに、そしてクリーンに）及びSDGsゴール13（気候変動に具体的な対策を）の達成に向けて、エネルギー利用の低・脱炭素化に取り組んだ。具体的には上述のエネルギー・トランジションのための計画策定やケニアにおける地熱開発協力の促進のほか、SATREPS事業で再生可能エネルギー水素を用いた新しいアンモニア合成システムの研究開発に着手するとともに、研修事業で次世代脱炭素技術である水素利用の紹介を行った。 (3) 事業上の課題及び対応方針 多くの先進国が2050年までのカーボン・ニュートラルを宣言し、開発途上国では2060年あるいは2070年までの実現を目指す国が増えつつある。カーボン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電気自動車などの今ある技術だけで実現することは困難であり、次世代脱炭素化技術の開発と導入は大きな鍵となる可能性がある。自国の経済成長を阻害するエネルギー・トランジションを受け入れることは開発途上国にとって困難であり、さらに、ロシアのウクライナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エネルギー安全保障の重要性が改めて浮き彫りになっている。これらを考えれば、未来のエネルギーはクリーンであるだけでなく、安価で安定供給されるものでなければならない。こうした取組を推進していくためには、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想やアフリカパワープールのような全体を対象とする取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現することは有力な手段であると考えられる。これらは機構のみで促進することはできず、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む。 No.1-4 民間セクター開発 民間セクター開発は、雇用創出と国民の所得向上の源泉であり、自立的な経済成長を実現する手段の一つである。開発途上国において不足している、政府による産業振興や投資促進に係る政策や円滑なビジネス環境の整備、必要な技術やノウハウ習得等の人材育成に対応する取組を進めた。特に、日本企業を含む民間企業間の協働・連携関係の強化を意識しつつ、開発途上国の民間人材育成、民間企業の競争力強化、開発課題の解決に貢献するイノベーションの促進に向けた支援、国内外からの投資促進、産業振興支援に取り組んだ。		成に、バランスよく力を入れるべきである。
--	--	--	---	---	--	-----------------------------

		の 共 同 体 （ CARD : Coalition for African Rice Developmen t 、 以 下 「CARD」と いう。）対象 国の 案 件 形 成・実施とと もに CARD 事 務 局 を 通 じ、国家／地 域の 稲 作 開 発 戦 略 の 策 定・改訂等に 参画する。 ・農家の生計 向 上 や 食 料 の 安 定 供 給 に 資 する フ ー ド バ リ ュ ー チ ェ ー ン （ 以 下 「FVC」とい う。）につい て、東南アジ アを中心に、 生 産 か ら 加 工・流通・消 費に至る各 段 階 の 付 加 価 値 を 高 め、 包 摂 的 か つ 持 続 的 な FVC の 構 築 を 支 援 する。 主 に 島 し ょ 国において、 水 産 資 源 の	(1) 業務実績 ◎ 経済特区の包括的な開業支援によって海外からの投資促進に貢献【①②③④】: JICA グローバル・アジェンダにおけるクラスター²「アジア投資促進・産業振興」の中核 的 案 件 の 一 つ で、バングラデシュ経済特区庁（BEZA）の経済特区開発・運営・投資 促進能力の強化やワンストップサービス（OSS）の地方展開を図る「経済特区管理・ 投資促進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を2022年5月に開始した。 円借款でのインフラ整備や海外投融資による運営会社への出資も行っているバング ラデシュ経済特区（Bangladesh SEZ : 通称BSEZ。2022年12月開業式典開催、開発総面 積約190ha）に地方第一号となるOSSセンターを設置し、2023年2月末から部分稼働を 開始した。同経済特区では数社との販売契約締結の実績が出始めているが、入居を検 討中の企業も約40社（うち約7割は日本企業）に上っており、OSSセンターにてこれ ら企業向けのコンサルテーション等を実施している。加えて、円滑な通関手続きが同 SEZ内で完結することを目指し、BEZAと税関当局との交渉、BSEZを交えた協議等を 側面支援している。また、BEZAによる広報資料の作成を支援し、BSEZのプロモーシ ョンを側面支援するとともに、実施中の「外国直接投資促進事業」（円借款）では日 本企業向けのツーステップローンを供与し、本邦企業のバングラデシュ及びBSEZ進 出を後押ししている。BSEZの開発については、2014年の安倍総理（当時）・ハシナ 首相間の首脳会談においても協力方針が協議されており、2022年12月の開業式典に オンライン参加したハシナ首相からは、これまでの数々の日本の協力事業とともに、 日バ友好の象徴的 案 件 としてのBSEZ開発への謝辞と雇用創出への期待が述べられ た。また、BSEZの開発事業会社の最大株主である企業関係者からは、同SEZへの入 居を検討中の企業より、OSSや通関手続きなどソフト面のサービスが充実しているこ とが投資を前向きに検討する判断材料になっているとの声が多いとして、評価と期 待が寄せられている。 ◎ モンバサ経済特区の開発を通じFOIPの実現に貢献【①③】: 2022年6月にケニア向け 無償資金協力「ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画」に 係る贈与契約（G/A : Grant Agreement）を締結した。モンバサ経済特区の開発は日本・ ケニア両国首脳会談における合意に基づき、両国関係者が密接に連携しながら開発 を進めている。同案件は、FOIPの中で、東アフリカとの連結性を高める重要案件に位 置付けられ、ケニアにおいては国家開発計画「Vision 2030」の優先案件として同計画 の実現に貢献する事業に位置付けられている。経済特区開発の進捗により建設され る自由貿易区や工業団地への入居について民間企業の関心が高まっており、同国内 で関心表明企業の公募が実施された。本邦企業にとってもアフリカでの事業拡大を 図るための事業用地として関心が高まっている。円借款により支援している港湾建 設と道路建設も進捗しているほか、経済特区庁へ派遣中の専門家による経済特区庁 の能力向上支援及び東アフリカ共同体（EAC : East African Community）のSEZ法制度 整備支援を継続的に実施しており、モンバサ経済特区の開業に向けて総合的に支援 を行っている。		
--	--	--	---	--	--

² JICAグローバル・アジェンダの枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとまり」。

			持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。また、小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。 ・気候変動にぜい弱な後発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム(JiPFA: JICA Platform for Food and Agriculture	◎ 日本センターを活用したアジア地域の産業育成推進に資する人材育成、現地企業と日本の自治体・企業とのネットワーク強化【①③⑤】：日本センター事業における外国人材受入支援の一環として、外国人材受入に取り組む自治体や特定技能試験を実施する3業種の業界団体の協力も得て、日本での就労を検討・予定している方向けの教材（9本）を作成し、YouTubeで公開した。これまでに10か国語に翻訳し、総計8,853回の視聴回数を得た。モンゴルにおいては、同教材がテレビ放映（2023年3月）された。また、キルギス、モンゴル、カザフスタンの日本センターが共同で、日本の経済産業省及び4自治体等の登壇を得て「内陸アジア遊牧文化圏日本センター合同事業 日本留学後の高度人材就職セミナー」（参加者：281名）を開催した。加えて、モンゴル日本センター・茨城県・JICA筑波の連携で、日本からの帰国留学生と茨城県企業との意見交換会を開催した。県内企業にはモンゴル人材を知る機会、モンゴル人材にはキャリア形成の一環として日本の中小企業で働く魅力などを知る機会として、相互にメリットある会合となった。また、カンボジア日本センター主催の就職フェアに横浜市及び日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）が参画し横浜で働く魅力を伝える「Working and Living in Yokohama City, Japan」を開催するなど、日本センターと本邦関係機関（含：地方自治体）間の連携に基づく取組が拡大中である。 ◎ Project NINJAによる現地企業の能力強化の成果を確認【①③】：Project NINJA（Next Innovation with Japan）によるスタートアップ・エコシステム構築支援の一環として、公開イベント・ビジネスコンテスト、アクセラレーションプログラム等をガーナ、エチオピア、ナイジェリアにおいて実施した。2022年度に募集を開始したプログラムは3回、スタートアップの応募総数は10,803社（選定・支援実施中は47社、日系企業と現地スタートアップが連携・投資交渉中1件）となった。ナイジェリアでは、日系企業と連携したオープン・イノベーションとして、小規模農家の情報を豊富に有するスタートアップ企業のZowasel社のコンセプト実証（Proof of Concept：PoC）において、ナイジェリア三菱商事と協働した。また、2020年度にアフリカ地域19か国において実施した、ビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」における優秀スタートアップ68社（3万ドルを上限に実証事業を委託）に対して、現状調査を実施したところ、顧客やクライアントの増加、売上拡大などの効果が発現していることを確認した。また、他国企業・団体とのパートナーシップ締結などを通じてネットワークも拡大しており、優秀スタートアップ68社のうちルワンダで医療従事者向けオンライン研修プラットフォームを提供しているHealthEdu Ltdや、ウガンダで妊産婦向け携帯型超音波診断サービスを提供しているMobile Scan Solutions（M-SCAN）社などの数社がビジネス拡大に必要な資金調達に成功していたことを確認した。また、Project NINJAによるスタートアップ支援として積極的な広報活動を実施。広報部制作のラジオドラマやマンガ広報、機構の広報誌等を通じてProject NINJAに係る対外広報を実施。また、専門家執筆記事がNews Picksや新潮社などにも計5回掲載された。他機関が主催するサイドイベント（Mobility 54³及びHealth		
--	--	--	---	---	--	--

³ アフリカで活動するモビリティ関連スタートアップ企業への出資・融資に特化した投資会社。豊田通商株式会社が同グループ会社であるCFAOと共同で2019年に設立。

			)」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。	54⁴、AfricArena⁵、チュニジア政府主催など）にも登壇し、Project NINJAのプログラムの認知向上に努めた。 ◎ アフリカ・カイゼン・イニシアティブが現地企業の品質・生産性の向上に貢献（カメルーン）【①②③】：カメルーンで実施中の技術協力プロジェクト「品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」を通じて、5Sなどの基礎カイゼン研修、より高度な上級カイゼン研修、財務やマーケティングなどの経営管理研修が実施され、100人以上のカイゼンを指導するコンサルタントを育成した。基礎カイゼン研修を通じて、5Sや在庫管理の支援を提供した企業・組織の経営者のうち、約9割がその支援内容に満足と回答している。企業支援サービスを提供した現地の紙製品を生産する企業（MAKO社）において、5Sなどのカイゼン活動が導入され、機械の故障率の低下（38％）、不稼働時間の減少（56％）、売り上げの向上（70％）などの効果が確認されている。同社はカイゼンへの取組が評価され、AUDA-NEPADと共催する以下のアフリカカイゼン年次会合において第4回アフリカカイゼンアワード（2022年度）の中小企業部門最優秀賞を受賞した。また、TICAD8オンラインサイドイベント「『カイゼン』を通じたディーセント・ワークの推進、イノベーションの創発」を実施した（2022年8月、視聴者200名以上）。また、第7回アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合をカメルーンにて実施した（2022年10月、オンラインを含めて20か国より約250名が参加）。同年次会合では、カイゼンを普及するための中核となる組織やグループ（Center of Excellence）向けに能力強化活動の実施について合意した。カメルーン主要メディアの一つである「カメルーントリビューン」やその他新聞や雑誌など約10媒体に本会合の関連記事が掲載された。具体的には、「カメルーントリビューン」紙が、日本政府が支援するカイゼンが、雇用の重要な源泉である中小企業の発展を促し、ひいてはアフリカの産業化の原動力となっている点に言及した。また、「ルジュール」紙は、中小企業がカイゼンによって得た利益（売上の増加、チームスピリットの向上、生産性の向上、従業員の労働条件の改善など）について言及、企業が継続的にカイゼンによって利益を得ている点を評価した。 ◎ 海外投融資によりアフリカの新興企業の育成に寄与【③】：「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」（海外投融資）の出資契約を2023年3月に調印した。本事業は、社会的課題の解決に取り組むアフリカ地域の新興企業に対し資金供給を行うことにより同地域の産業振興と社会課題の解決を図り、同地域の持続的な経済成長に寄与することを目指している。アフリカにおいては、Project NINJAによるスタートアップ・エコシステム構築支援事業等により、主にシード・ステージ（会社設立段階）のスタートアップ支援を行ってきた。本ファンドにより、事業拡大段階までのスタートアップに向けた金融支援へと支援の幅を広げることが可能となる。同プロジェクトとも連携することで、社会課題解決と開発効果の一層の発現を目指す予定である。 ◎ 持続可能な観光開発の推進【②③④】：2017年1月に締結したMoCに基づき、国連世界観光機関（UNWTO：World Tourism Organization of the United Nations）との連携を	
--	--	--	---	---	--

⁴ アフリカで急成長するヘルスケア分野のスタートアップ投資に特化した投資会社。豊田通商株式会社のグループ会社であるCFAOが2022年に設立。

⁵ アフリカのテック業界に関わる投資家が参加する招待制のイベント。

				推進した。観光開発プロジェクトのSDGs達成の貢献度を測定する指標ツールキットの策定に向けて国内外の有識者によるピアレビューを実施し、UNWTOと機構で国連ハイレベル政治フォーラム公式サイドイベント『観光とSDGs：アジェンダ2030の加速』を共催（2022年7月、155人参加）した。また、東京ビッグサイトで開催された「ツーリズムEXPOジャパン2022」（2022年9月、来場者124,074人）において、ウズベキスタン観光促進アドバイザーの活動の一環として、シルクロード等の観光資源を共有する中央アジア5か国の観光振興機関と機構がブースを共同出展した。「日・中央アジア5カ国外交樹立30周年記念事業」としての認定も受け、各国からも高い評価を得たほか、テレビ朝日の取材に対応しYahooニュースを含む計6本のメディア掲載が実現。具体的には、テレビ朝日のニュースサイトにおいて、機構専門家のJICA海外協力隊経験やウズベキスタン副首相の日本留学経験を踏まえつつ、過去のソフト面への投資が今回のムーブメントを促したと評価された。また、共同出展ブースのオープニングセレモニーにおいて、ウズベキスタン副首相、キルギス共和国及びトルクメニスタン観光局副大臣を含め、各国要人から機構の支援に対する謝辞や今後の5か国連携に向けた期待が述べられた。 ○ アフリカへの投資促進とビジネス支援に向け、JETRO・UNDP・国連工業開発機関（UNIDO：United Nations Industrial Development Organization）と業務協力覚書を締結：イノベーション・スタートアップ支援を通じたアフリカの経済・社会発展への貢献のため、UNDP 駐日事務所と両機関のスタートアップ支援に関する協力概要について意見交換を実施し、今後の連携について協議を継続することを合意した。また、UNIDO 本部とアフリカ地域におけるカイゼン普及のため、両機関の専門性をいかした連携策について複数回協議し、外務省の国際機関連携無償の形成を支援したほか、在カメルーン日本大使館へ UNIDO による同無償スキームを活用した案件を提案した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール8、ゴール9及びゴール17の達成に貢献するものとして、新型コロナをはじめとする複合的危機下において、開発途上国の中小企業への負の影響が継続する中、引き続きアジア投資促進・産業振興やProject NINJA、アフリカ・カイゼン・イニシアティブを通じた現地スタートアップ及び現地企業の実力強化支援を実施した（アジア投資促進・産業振興はターゲット8-2、8-3、9-2、9-3、17-11、17-17、カイゼン/企業支援はターゲット8-2、8-3及び9-3、スタートアップ支援はターゲット8-3、9-bと関連）。 (3) 事業上の課題及び対応方針 開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開を具体的に検討する。		
--	--	--	--	---	--	--

				No.1-5 農林水産業・農村開発 ウクライナ紛争に関し、同国への農業生産回復に向けた調査、資金協力等の直接の支援に加え、紛争による国際物流の停滞の影響を受けたアフリカの支援強化のため、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブを立ち上げた。アフリカに対しては、小農への農業投入財に関する緊急支援やアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）での域内連携を推進した。 また、市場志向型農業を推進する SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）の更なる普及のため各国国際機関との連携を進めている。インドでは、円借款事業（灌漑）の成果を高める手段として SHEP との連携を開始した。さらに、水産分野では、持続可能な漁業を通じた経済発展についての発信や食料自給率向上に向けた西アフリカでの養殖振興事業の開始、畜産分野では、グローバル化の中での安全な畜産振興のための事業形成や新規案件開始に取り組んだ。 産学官連携、知日人材育成のため、JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）や食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net：Agriculture Studies Network for Food Security）でセミナー等を開催、情報発信を行った。 (1) 業務実績 ◎ 世界的な穀倉地帯・ウクライナ農業セクターへの迅速な支援【①③】：ウクライナの農業は基幹産業であり、世界有数の農産物輸出国であるが、ロシアのウクライナ侵略により深刻な被害を受けている。同国農業セクターの復旧・復興に向けて、2 件の基礎情報収集確認調査、1 件の無償資金協力を通じて、戦略的な支援に取り組んだ。特に、農業生産の回復を迅速に支援するため、上記調査によるパイロット事業として、同国の主な輸出農産品であるヒマワリ、トウモロコシの種子の調達をウクライナ国内で行い、被害の大きい地域に配布することとした。また、農業セクターの復旧・復興を後押しするために農業政策・食料省の本邦招へいを準備した。さらに、ロシアのウクライナ侵略や気候変動などの複合的危機により、国際的に食料・肥料価格が高騰しアフリカや中東諸国を中心に食料・肥料へのアクセスが困難となるなど、国際的に食料危機に対する懸念が高まる中、ウクライナ及び世界の食料・農業の動向についてのタイムリーな把握と発信のため、国際機関等の報告書やメディアの記事等を幅広く収集し、JiPFA の枠組みを通じて、毎月、機構外へ情報提供した。 ◎ JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げ【①②③】：アフリカでは、ロシアによるウクライナへの侵略や気候変動等による食料・肥料価格高騰の影響や栄養不足人口の拡大などの複合的危機に直面し、食料安全保障リスクの高さが改めて浮彫りになった。TICAD8チュニス宣言で、日本によるアフリカの食料安全保障、栄養改善、持続的農業、食料システム等の支援を確認したことを踏まえ、アフリカの食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現のため、新たに「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げた。本イニシアティブは、食料安全保障の4つの視点を踏まえ、CARDフェーズ2によるコメ増産支援を中心とした「食糧生産体制強化（Availability）」、SHEPと民間連携を通じた「農家育成・民間農業開発（Access）」、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）を通じた「栄養の改善（Utilization）」及び「農		
--	--	--	--	--	--	--

				業関連の気候変動対策（Stability）」を通じて戦略的な協力に取り組むものである。緊急支援として、コートジボワールを対象としたAfDBとの協調融資を実施し、ナイジェリア及びタンザニア向けの協調融資を形成するなど、農業投入財（種子、肥料等）へのアクセス強化を通じて危機に直面する小農の食糧作物生産を支援した。2022年12月にL/Aを調印したコートジボワール向けの協調融資に関しては、コートジボワールの経済財務大臣及び農業・農村開発大臣から、同案件により農業システムが改善し、農村地域とぜい弱な人々の生活改善に資する点について感謝が述べられた。また、中長期的な支援に向けて積極的な案件形成を図るとともに、本イニシアティブを開発パートナーに提示し、協働に向けて対話を行った。 ◎ SHEPアプローチの世界展開【③】： - アジア、中東、中南米地域へのSHEPアプローチの普及・拡大に向けた取組を強化した（2022年度時点で、約60か国でSHEPアプローチを展開中）。中南米地域を対象にした研修コースの新設をはじめとして課題別研修を拡充したことに加え、フォローアップ協力を実施した。また、インドに対しては円借款を通じて協力した灌漑開発事業関係者に、オンラインでのSHEP研修を実施する等、支援スキーム横断的にSHEPアプローチの普及・拡大に取り組んでいる。 - SHEPアプローチの普及・拡大に向けて、かねてより連携している国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）の各地域担当者（英語圏アフリカ、フランス語圏アフリカ、中南米）に対してセミナーを開催、好評を得ている。その他、UNIDOや国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）からもその活用について関心表明があり、各担当部署への説明会等を通じ、SHEPアプローチについて発信を行っている。 - TICAD8において「革新的な農業普及とは～SHEPアプローチを通じて～」というサイドイベントを実施し、SHEPアプローチ形成の背景、アフリカにおける取組の進展や成功事例、世界全体への展開状況について共有するとともに、すべての発表を踏まえて、実績と今後の取組に関する総括を行った。 ◎ CARDを通じたコメ生産体制の強化の取組の定着と専門家への叙勲【②③④】： - 長年コメ分野の協力を貢献してきた機構専門家がウガンダで最高位の勲章（Golden Jubilee章）を受章し、同国大統領出席のもと叙勲式が開催された（2022年5月）。同専門家は7月にウガンダを訪問し、マケレレ大学での第2回JICAチェアにおいて記念講演を行った。 - TICAD8で機構とアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for a Green Revolution in Africa）の共催により「CARDフェーズ2を通じた緑の革命のための稲作振興」のサイドイベントを実施した。マダガスカル大統領、AfDB総裁が登壇するとともに、コメ生産倍増に向けた戦略についてパネルディスカッションを実施した。参加者は400名以上に及び、TICAD8のサイドイベントの中でも特に多くの聴衆を集めた。 - タンザニアにおいて、計13機関が参加の上でCARD運営委員会が開催され（2022年9月）、機構からは役員が出席した。各国での稲作開発戦略の策定状況の共有とともに、各運営委員会メンバーから稲作開発の取組報告を行った。アフリカ連合（AU：African		
--	--	--	--	---	--	--

				Union）参加の地域経済共同体を通じた域内連携も推進しており、EAC及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）からは地域レベルの稲作開発の動きが共有され、国及び地域レベルで相互に連携して戦略的に稲作開発に取り組んでいく必要性を確認した。 ○ 近年顕在化が著しい気候変動による農業セクターへの影響に対応していくため、2022年度より「農業農村開発における気候変動対策」「参加型灌漑管理の推進方策」の2つの有識者委員会を立ち上げ、取組指針やハンドブックの策定に向けて検討を進めた。特に、前者の委員会では、機構の事業における気候リスク評価の実施に向けて、平均気温が上昇した未来の気候状態を示すデータベースの活用について、複数国を取り上げて導入可能性の検討を行った。 ○ フードバリューチェーン（Food Value Chain：FVC）構築のための技術協力1件を開始した。また、フードバリューチェーンに係る今後の戦略的な協力実施に向けて情報収集を実施した。 ○ 大洋州、カリブ海、東南アジア、インド洋の島しょ国で、水産ブルーエコノミー振興に資する事業を継続して実施した。また、パラオで開催された国際会議「第7回アワオーシャン会議」において、米NGOとサイドイベントを共催し、生態系に配慮した持続可能な漁業を通じた、包摂的でレジリエントな経済発展について議論した。また、内水面養殖の普及に向けて、水産物自給率が低く、養殖適地が豊富なコートジボワール、カメルーンにおいて、養殖生産者の増加に貢献する事業を新たに開始した。また、中西部ギニア湾漁業委員会と協力して地域の養殖振興を進めるための案件を形成した。 ○ 家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に関し、ボリビアやパラグアイにおいて食肉製品輸出に係る検査及び認証体制強化のための事業の実施や新規案件の形成を行った。また、資金協力と技術協力によるザンビア大学臨床獣医学講座の強化のための案件を実施したほか、パレスチナにおいて家畜疾病コントロール体制の強化のための事業を開始した。アジア獣医師会連合会大会では、これまでの本分野の協力の分析と戦略の報告を行った。 ○ 産学官連携、知日派人材育成強化 • JiPFAでは、各分科会において現場の住民の生計向上や生活改善を念頭に置いた分野横断的な知見の共有・発信、意見交換を行った（例：アフリカ農業分科会において日本・アフリカ農業イノベーションセンターによる日本の民間企業との連携や企業の展開支援構想を紹介するとともにアフリカにおける日本の稲作協力の歴史や人材育成の重要性を発表）。また、産学官連携強化を図るため、会員向けアンケートを実施し、連携ニーズ等について結果を分析した。2023年度にアンケート結果を受けたフォローを行う。2022年度の参加者は642人であり、メールマガジンを7本発信したほか、機構内及びJiPFA会員が主催するセミナーの案内を発信するなど、情報プラットフォームとしての役割を果たした。		
--	--	--	--	---	--	--

				• Agri-Netでは、研修員及び関係者間のネットワーク（LinkedInのAgri-network、帰国研修員を含め221名が登録）を活用し、月次セミナーを9回開催した。2022年10月には日本の研究開発、地域振興を講義・視察するスタディツアーを実施し、農業分野の先端技術に関する研究等の社会実装の進め方や地方振興に貢献する民間企業等の役割について理解を深めた。自分たちの研究や、母国での農業・農村振興に導入・応用等を考える貴重な機会にもなった。 • 農学系大学のネットワークである JISNAS（Japan Intellectual Support Network in Agricultural Sciences）の運営に幹事組織として参加し、シンポジウムの開催や勉強会を通じて学界に機構の役割、成果を発信し、農業分野の人材育成のためのネットワーク強化に努めた。 (2) SDGs達成に向けた貢献 • SDGs ゴール 1、2 に貢献する案件として、ウクライナ農業セクター支援や、CARD フェーズ 2 の促進、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組んでいる。ウクライナ農業セクター支援は、同国の農業生産への深刻な損害への対応のみならず、同国からの輸出が大幅に滞ったことでアフリカの食料安全保障が脅かされている状況にも対応するものである。世界の最貧国が集中して存在するアフリカ域内でコメ生産を向上させる CARD フェーズ 2 の取組は、輸入に依存する小麦の不足による食料価格の高騰で脅かされる庶民の生活改善に貢献している。また、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進では、家畜疾病コントロール対策の強化は、食の安全や安定供給、家畜疾病による畜産業（遊牧民の生計を含む）への大打撃の防止、人畜共通感染症の流行防止に不可欠な取組である。 • SDGs ゴール 1、2 に加え、8、17 に貢献するものとして、SHEP アプローチの世界展開や JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げに取り組んでいる。SHEP は農業生産の向上に加え、農家の生計向上や農産物販売促進、フードバリューチェーンの各段階の課題への対応（例：取引の透明性等、情報の非対称性への対応による生産者等のディーセントワークの促進）等にも貢献している。また、展開にあたり、国際機関や民間セクターとの連携により世界的に普及を進めている。JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブでは、主食となるコメの増産に取り組む CARD フェーズ 2、農業技術の普及や農産物売買における情報の非対称性解消による生産、生計向上を促進する SHEP アプローチ、栄養摂取改善に取り組む IFNA、気候変動への適応策導入・推進に対する食料生産の確保等、複数のプログラムを対象に AfDB 等と連携した取組を開始した。本イニシアティブは、SDGs のゴール 13 にも貢献するものである。 • SDGs ゴール 6、13 に貢献する取組として、気候変動による農業セクターへの影響に対応するため、有識者委員会において「農業農村開発における気候変動対策」「参加型灌漑管理の推進方策」をテーマに、気候変動リスクへの農業生産のレジリエンス強化、限られた水資源の有効・公平な利用による農業生産等、適応策の強化について検討した。 • SDGs ゴール 1、2 に加え、14 に貢献する案件として、島しょ国を中心に水産資源の管理と水産業の振興を両立させるための協力を継続的に実施し、また魚食による栄養摂取状況の改善にも取り組んだ。		
--	--	--	--	--	--	--

				SDGs ゴール 4（農林水産業分野におけるターゲット 4.7）への貢献については、多様な課題に対応するために、知識、経験、資金調達等、解決のための多様な手段を得られるよう、JiPFA を通じて参考となる情報を継続的に発信している。また、Agri-Net では、研修員が母国の課題解決を展開する重要なパートナーになり得るなど、開発途上国、日本双方の成長に資する重要な取組である。 (3) 事業上の課題及び対応方針 農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する政情不安やパンデミック等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数年を要し、一般に工業製品の生産期間と比較して長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい）。もう一つの大きな課題として、地域が異なれば自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとの対応が必要な幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。 対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEP アプローチや FVC 構築等といったアプローチ横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予見の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。		
--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略 2018、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ																
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊					
	指標等	達成 目標	基準値 （目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数 （SDGs Goa l 3（特に 3.8）関連）	600 万人	120 万人	142 万人	万人	万人	万人	万人			支出額（千円）＊＊	20,987				
	【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数 （SDGs Goa l 2(2.1、2.2)、3（3.1、3.2）関連）	4,000 人	650 人 ⁶	1,142 人	人	人	人	人								
	【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数 （SDGs Goa l 4（特に 4.1、4.5）関連）	1,000 万人	80,000 人 ⁷	84,200 人	人	人	人	人								

＊項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

＊＊項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

⁶ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値650万人を達成する予定。

⁷ 中期目標期間全体の目標値1,000万人に対し、2022年度の目標値を8万人と設定しているが、指標の設定当初から年度ごとに目標値が増減する想定に基づき目標値を設定しており、2023年度から2026年度に設定する目標値により中期目標期間全体の目標値1,000万人を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	3. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅) 人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取	2. (1) ②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅) ア 保健医療 新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強	1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅) ア 保健医療 ・「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づき、感染症の治療・予防・警戒強化に取り組み、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : Universal Health Coverage、以下「UHC」という。)の達成を目指しつつ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強	＜主な定量的指標＞ (定量的指標及び実績は上記2. .①参照) ＜その他の指標＞ 【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 (SDGs Goal 3関連) 【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 (SDGs Goal 2 (2.1、2.2)、3 (3.1、3.2) 関連) 【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況 (SDGs Goal 1 (1.3、1.4、1.5)、8 (8.5、8.8)、10 (10.4) 関連) 【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる	＜主要な業務実績＞ No.2-1 保健医療 「JICA世界保健医療イニシアティブ」及びJICAグローバル・アジェンダ(保健医療)に基づき、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図った。また、質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制を強化した。医療保障制度の整備をはじめとするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : universal health coverage) の達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組んだ。さらに、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行った。 (1) 業務実績 ◎ ウクライナ及び周辺国の医療体制を整備【①③】：ウクライナ避難民への診断・治療体制を強化すべく、モルドバへ医療機材の維持管理体制の整備に向けた専門家派遣を開始し、機構ウェブサイトでも広報した。また、モルドバ政府と無償資金協力「医療体制強化計画」の贈与契約 (G/A : Grant Agreement) を2022年11月に締結し、医療サービスの水準向上への寄与を目指す。加えて、モルドバの災害医療管理体制の構築に向けて、2023年2月にモルドバ保健省次官をはじめ関係者を本邦へ招へいし、日本の災害医療管理体制への理解を深めることにより、モルドバにおける現実的かつ効果的な災害医療管理体制構築を促進した。ウクライナに対しても、緊急的に必要な医療サービスの回復・改善を目指して医療機材供与等の協力を形成し、2023年3月にG/Aが締結された無償資金協力「緊急普及計画」のサブプロジェクトとして医療機材の整備を含めた。また、今後の協力可能性を検討するため「ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査」を開始した。 ◎ 遠隔 ICU プロジェクトによる保健医療人材の効果的な育成と潜在的な国際協力の担い手への副次的な効果発現【②③④】：JICA 世界保健医療イニシアティブの3つの柱のうち、治療では、遠隔 ICU プロジェクトを12 か国で実施 (2021 年度開始時の10 か国から拡大)。日本と開発途上国の医師・看護師をオンライン・システムで繋ぎ、723 人が遠隔での研修を修了した。スケジュールドケア (医師・看護師が日時を決めて定期的に行う助言、指導等診療支援) に医師延べ2,026 人、看護師延べ3,681 人が参加するなど、資機材供与といったハード面での協力に加えて、2022 年度は中核病院で ICU に従事する保健医療人材の能力強化といったソフト面での取組を強化した。日本の第一線の専門医が症例検討会などで感染症対策のために惜しみなく知識提供を行い、その結果、開発途上国の医師・看護師から非常に高い評価を得た。さらにこれまで国際協力に関心があってもその実現が難しかった日本の専門医にとって、リモートで専門的見地から助言等を行い、現地研修参加者から多くの感謝の声を直接聴くことができ、モチベーションの向上にもつながったといった副次的効果も発現した。	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ (1) 前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス対策に係る支援を各分野で迅速かつ適切に展開するとともに、栄養サミット等の国際会議における政府方針も踏まえつつ、各分野において「人間の安全保障」やUHCの実現、SDGsの達成に貢献する協力を推進することを期待する。また、新型コロナウイルスの収束に向け、保健・医療分野での取組が一層強化すべく取り組まれない。その際、国際機関等の他機関との連携にも引き続き留意するとともに、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携に向けた協力を期待する。 また、各年度における目標値の設定について、有識者からの意見の通り、目標設定が恣意的でないこと (期間中に達成すべき成果 (アウトカム) から目標値	評価 A ＜評価に至った理由＞ (定量的実績) 【指標 2-3】途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材 (政策立案・決定者、普及員等) の育成数において目標値を120%以上、【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数、及び【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数の2項目において、達成度が目標値の100%以上となっており、着実に目標を達成している。 (定性的実績) 1. 保健医療 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図ったことに加え、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行ったことなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナ及び周辺国の医療体制整備として、モルドバへ医療機材の維持管理体制の整備に向けた専門家派遣を開始し、また、無償資金協力を通じて、医療サービスの水準向上に貢献した。ウクライナに対しても、無償資金協力のサブプロジ	

	組の相乗効果を高めることを重視する。 ア 保健医療 平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階で	的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力に当たっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養など他の開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHC の達成に不可欠な医療保障制度の強化にも取り組む。	あたっては、特に、JICAグローバル・アジェンダ（保健医療）に基づき、以下を中心として取り組む。 ・感染症対策の強化に向けて、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。 ・質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。 ・医療保障制度の整備をはじめとするUHCの達成を目指した保健シ	環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17 関連） <評価の視点>	◎ 産官学連携による新型コロナウイルス対策に資する臨床研究を実施【②】：地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト」の協力枠組みを活用し、千葉大学、カンピーナス州立大学（UNICAMP）、機構、栄研化学株式会社による産官学連携により、栄研化学が開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験をブラジルで実施した。この取組にあたり、機構、千葉大学、UNICAMP、栄研化学は四者覚書「ブラジルにおける新型コロナウイルス感染症検査拡大のためのパートナーシップ（PACT Brazil：Partnership for Accelerating COVID-19 Testing in Brazil）」を締結した。日本側としても、新型コロナウイルス感染者の多いブラジルにおいて、多数の検体を用いた臨床研究ができたことなどから、本試薬のスクリーニングにおける有用性と既存のリアルタイムPCR法に対する特異性を確認することができ有意義であった。準備中の共同論文が受理された後、臨床使用の承認を得て、臨床使用の拡大に向けた更なる協力を検討している。本案件は、「JICA世界保健医療イニシアティブ」においても、ブラジルと日本の警戒体制強化として重要な位置づけにある。 ◎ 国際機関との連携による母子手帳の普及【②③】：母子保健については、WHO/UNICEF との連携により、母子手帳を含む家庭用保健記録の実施ガイドを 2023 年 2 月に完成、ウェブサイト、ソーシャルメディア等により周知した。これに先立ち 2022 年 11 月に保健システム分野の代表的な国際会議である保健システム研究国際学会にて、WHO、UNICEF、機構及びインドネシア・ガーナ代表者により母子手帳の活用に関するシンポジウムを実施した。また、ガボン、ブータンにおいて母子手帳の電子化を試行した。 ◎ 日本政府の表明した新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款の着実な実施【①③】：新型コロナの影響を受けた開発途上国の経済を下支えし、医療保健分野を含む財政ニーズに対処するために日本政府が創設した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」について、2022年度は9か国に対し、2,253億円を承諾した。これまでの承諾実績を含めると、21か国・6,048億円となり、日本政府の政策に貢献した。 ◎ 新型コロナウイルス感染症対策に関する一連の協力を中間総括【①③④】：機構は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が起こる中、人々の命と健康を守るため、2020 年 7 月に「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を始動させ、治療・警戒・予防を 3 つの柱としつつ各国の保健医療システムの強化に取り組んできた。2020 年 1 月に WHO によって「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：Public Health Emergency of International Concern）」が宣言されてから 2 年が経過する中、機構は新型コロナウイルス感染症による健康危機に際しての協力として、上記の緊急支援円借款のほか、57 か国に対する 42.1 億円の技術協力、8 か国に対する約 45 億円の無償資金協力等を実施してきており、これらの実績や取組内容等を 2022 年 8 月に「JICA 世界保健医療イニシアティブ中間レビュー報告書」（和文・英文）として取りまとめ、機構内外へ広く配布した。 ◎ 新たな感染症に備えた国内外の様々な機関との協力体制強化【②】：第8回アフリカ開発	を設定すること）、特段の事情による目標値の設定・変更に係る十分な説明を付すこと、これら等に留意し、適切な定量及び定性的な評価を実施すること。 （2）対応 「JICA世界保健医療イニシアティブ」に沿った新型コロナウイルス感染症対策協力として、病院の新增設及び拡充、遠隔ICU支援、感染症拠点の新增設及び拡充、ワクチン普及促進（ラスト・ワンマイル支援）、健康と命のための手洗い運動、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款等に迅速に取り組んだ。また、各分野において「人間の安全保障」、UHC、SDGsの達成に向けた協力を複数実施した。特に病院の新增設及び拡充支援数は214病院（2020年度末108病院）に倍増したほか、健康と命のための手洗い運動では、56か国256件の活動、延べ3億人へのアウトリーチ等、複数の取組で大きな成果が得られた。 指摘を踏まえ、目標値設定の考え方について、必要な箇所に説明を付すよう対応する。なお、年度ごとの定量指標の目標値は、通期の目標水準に加え、開発途上国を含めた社会経済の変化やその予見、予定されている外交イベントや国際会議といった要素を勘案した上で設定している。定量指標によっては各年度の目標値が均等にならない場合もあるが、通期の目標水準自体は維持しており、有識者が懸念されるように恣意的に目標水準の引き下げを行っているもので	ェクトとして医療機材の整備を含めることで、緊急的に必要な医療サービスの回復・改善に貢献した。 ・ブラジルにおいて、SATREPS事業（薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究）の協力枠組みを活用し、千葉大学、カンピーナス州立大学、機構、栄研化学株式会社による産官学連携により、栄研化学が開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施した。産官学連携による新型コロナウイルス対策に資する臨床研究として評価できる。 ・新型コロナの影響を受けた開発途上国の経済を下支えし、医療保健分野を含む財政ニーズに対処する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」について、2022年度は9か国に対し、2,253 億円を承諾した。これまでの承諾実績を含めると、21 か国・6,048 億円となり、日本政府の政策に貢献した。 ・日本発の新たなワクチン・医薬品の開発・実用化の促進に貢献するため、医薬品医療機器総合機構、国立国際医療研究センター、日本製薬工業協会等と連携しつつ、ワクチン等医薬品研究開発・生産基盤整備促進のための調査を開始した。2021 年の G7 英国サミットで提唱された「100 日ミッション」への貢献を念頭に、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。 2. 栄養
--	--	--	--	---	--	---	--

	の感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。 イ 栄養 低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。 ウ 教育 質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育	イ 栄養 栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力に当たっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA 栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育	システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。 イ 栄養 ・2021年12月に開催された東京栄養サミット 2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA 栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。 ・特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとす	会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）においてアフリカ疾病予防管理センター（CDC：Center for Disease Control and Prevention）、グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund：GHIT Fund）、医薬品医療機器総合機構（PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency）等とワクチン製造関係のサイドイベントを実施した。さらに、日本発の新たなワクチン・医薬品の開発・実用化の促進に貢献するため、PMDA、国立国際医療研究センター（NCGM：National Center for Global Health and Medicine）、日本製薬工業協会等と連携しつつ、ワクチン等医薬品研究開発・生産基盤整備促進のための情報収集・確認調査を開始した（2022年9月）。2021年のG7英国サミットで提唱された「100日ミッション」（新たな感染症に対しWHOがPHEICを宣言してから100日以内に診断薬や治療薬、ワクチンを実用化しようとする国際目標）への貢献を念頭に、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。 ○ ベトナム「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で2021年度に導入したホーチミンパスツール研究所のバイオセーフティレベル3（BSL-3）ラボに関し、稼働・運用のための指導を行った。同じくベトナムでは、無償資金協力・技術協力により長年の協力実績があるバックマイ病院に対し、新型コロナ対策支援として検査・治療・診断機材の供与を実施した。また、フィジーにおいて新型コロナ感染症により停滞した医薬品配布の改善を図るため、第2の都市であるランバサへの医薬品倉庫建設の支援を開始した。 ○ UHC達成を目指した医療保障制度及び保健医療サービス提供の強化に向けた政策実行を後押しするのに必要な資金需要に応えるべく、世界銀行等の他ドナーと連携して技術協力の効果を高める形で、開発政策借款をセネガル（2022年6月L/A調印）、コートジボワール（2022年5月L/A調印）、エジプト（2023年3月L/A調印）で形成・実施した。また、医療保障制度の運用改善を図る新たな技術協力プロジェクトをセネガル、南アフリカ共和国で開始した。全国民をカバーする医療保障制度の実現への道のりは多様であるため、技術協力実施中の複数国間（エジプト、スーダン、タイ）で学び合いを実施した。また、TICAD8で、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、UNICEF、世界銀行、WHOとの共催によりサイドイベント「アフリカにおける持続可能で強じんなユニバーサル・ヘルス・カバレッジの再考」をオンラインで開催し、コロナ禍を踏まえた機構のUHCに向けた取組を発信した。 ○ 日本政府及び機構の外国人受入・多文化共生に資する方針を踏まえ、「外国人介護人材受入基礎情報収集・確認調査」を実施し、日本国内において外国人労働者の受入数が年々増加する介護分野に関し、アジア地域の5か国を重点として、現状と課題を整理の上、今後の機構の貢献可能性につき検討を行った。対象国の1つであるインドネシアにおいては、パイロット事業としてインドネシアと日本の官民の関係者を繋ぐオンラインセミナーを実施し、約190名の参加を得て、送出側と受入側の相互の情報発信・共有が有益であることが確認された。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール3のうち、特にUHC達成をうたったSDGsターゲット3.8に資する案件を、上述の	はない。	【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 「東京栄養宣言」や「JICA 栄養宣言」の推進のため、アフリカや中米等において技術協力や資金協力を展開するとともに、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携や、IFNA等を通じた国際パートナーとの連携を強化した。また、エチオピア等において、栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・新型コロナウイルスによる社会経済的影響が深刻なエクアドルにおいて、財政支援として緊急支援借款を開始し、子どもの低栄養改善に向けた取組を強化した。早期幼児教育や託児プログラム拡充等の実施を通じた低栄養改善を目指し、同国政策の実現に貢献した。 3. 教育 「みんなの学校」の取組や、初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大や、ウィズコロナ、ポストコロナの教育に対応する観点から算数アプリ開発等に取り組む、以下に特筆すべき取組が認められる。 ・外国につながる児童生徒の母語の多様化が日本の教育現場において課題になる中、多くの開発途上国で機構が開発を支援してきた教材がこれら児童生徒の学習支援に活用される
--	---	--	---	---	-------------	---

機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。	等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。	る多様な国内関係者との連携や、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。)等を通じた国際パートナーとの連携を強化する。TICAD8 では、IFNAの推進を目的としたサイドイベントを開催する。	とおり技術協力と円借款の組合せ及び他ドナーとの連携等により実施したほか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下で治療、警戒及び予防に資する各種事業を推進するとともに、協力実績等を中間レビュー報告書として取りまとめた。また、非感染性疾患への対応をうたったSDGsターゲット3.4に資する案件を、アジア、中東・欧州、中南米等で実施した。
エ 社会保障・障害と開発	子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。	女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善(「みんなの学校」等)、女子教育に焦点を当てた	SDGsゴール3のうち、特に感染症への対策をうたったSDGsターゲット3.3、健康危機対応能力強化をうたった3.dに資する案件を上述のとおり各国で実施した。特に、新型コロナの猛威が継続する中、各国の検査体制、ワクチン体制の強化に寄与するとともに、域内ネットワークの連携強化への貢献を一層推進しつつ、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。
子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。	子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。	女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善(「みんなの学校」等)、女子教育に焦点を当てた	SDGsゴール3のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減をうたったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を引き続き各国で実施した。特に、機構のこれまでの知見も活用し、母子手帳を含む家庭用保健記録の実施ガイドを作成したことで、母子手帳活用も含めた機構の協力成果のグローバルな展開が可能となる素地ができたといえる。また、母子手帳の電子化をはじめとする母子保健のデジタル・トランスフォーメーション (DX : Digital Transformation) の実証にも着手するなど、母子保健の向上に更なる付加価値を提供できる取組が開始されている。
その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。	その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。	女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善(「みんなの学校」等)、女子教育に焦点を当てた	(3) 事業上の課題及び対応方針
			新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であったが、新型コロナウイルスは重症化しにくいとされるオミクロン株が主流となり、世界的には収束に近づいているという見方も形成されつつある中、専門家による現地での活動も再開し、協力が再活性化している。引き続き、将来の健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組を推進する。また、2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年の広島サミットで打ち出される施策に関して二国間協力での貢献を目指す。
			No.2-2 栄養
			2021年12月に開催された東京栄養サミット2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA栄養宣言」の推進のため、アフリカや中米等において技術協力や資金協力を展開するとともに、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携や、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) 等を通じ国際パートナーとの連携を強化した。また、東京栄養サミット2021で発信したIFNA’s Commitments (Nutrition Improvement in Africa) に基づき、エチオピア等において、栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組んだ。
			(1) 業務実績
			◎ 円借款を通じ子どもの低栄養改善に向けた取組を強化【③】: 新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済的影響が深刻なエクアドルにおいて、財政支援を通じ、社会保障分野、雇用回復及び子どもの低栄養改善を含む保健分野に関する政策制度改善を図る「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(円借款)を開始した(2022年10月L/A調
			</

	オースポーツと開発 全ての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。	教育機会の拡大及び教育施設の拡充、日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動（学級会、清掃等）、音楽、体育等の普及にも取り組む。高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学との間のネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。 エ社会保障・障害と開発 社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援	進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。 ウ教育 ・JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校と	印）。本案件では、支援する柱の一つとして、子どもの低栄養改善に向けた取組の強化を位置付けており、本案件を通じて30万人以上の母子の栄養改善が期待される。同国では5歳以下の子どもの 4 人に 1 人が低栄養状態にあり（UNICEF、2021）、中南米地域の中でも2番目に状況が悪く子どもの低栄養問題が喫緊の課題である。特に、先住民が多く居住する貧困率の高い県で慢性的低栄養の増加が懸念されている。現政権も、出産前の女性の健康を含む低栄養改善を「国家開発計画 2021-2025」で主要政策に掲げており、受益者の特定及び支援の提供を目的とする「未来ある子ども」プロジェクトの実施、早期幼児教育や託児プログラム拡充等の実施を通じた低栄養改善を目指しており、本案件は同国政策の実現に貢献するものである。 ○ IFNAの推進を目的としたTICAD8サイドイベントの開催 - TICAD8オンラインサイドイベントの開催：機構はアフリカにおいて飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するため、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）等のパートナーと共同でIFNAを立ち上げている。2022年はアフリカ連合（AU）のアフリカ栄養年でもあるため、TICAD8のサイドイベントとして「IFNAの取り組みと地産地消型学校給食」をAUDA-NEPADと共催した。地産地消型学校給食の課題と可能性について、開発途上国政府やWFPと議論し、約170人の参加者に対し、IFNAのアプローチ方法を紹介するとともに、栄養改善のためのパートナーシップの必要性を世界に向けて発信した。同イベントを契機に、ボツワナでの地産地消型学校給食ガイドライン策定に向けたIFNAによる支援が開始されたほか、ナイジェリアにおいては、豆類を活用した地産地消型学校給食の導入に関するワークショップがIFNAによって企画され、また同ワークショップはWFPとも連携する方向で協議が開始されることとなった。 - TICAD8の栄養サイドイベントを契機に、ブルキナファソ、ナイジェリアにおけるWFPの案件と機構及びIFNA事務局との連携による効果の拡大に向けた協議を開始した。また、2022年9月にタイでWFP、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）が共催した「地産地消型学校給食に関する南南協力フォーラム」において日本の学校給食の歴史の紹介を行ったことを契機に、2022年11月には同ローマ3機関と、アフリカの栄養改善に対する資源動員の拡大を目指し、南南協力の進め方について協議を開始するなど、TICADのイベント等を契機に国際機関との連携を進めた。 ○ 他ドナーやAUDA-NEPAD、大学、民間企業等と連携・協働により「JICA栄養宣言」を推進 - ローマのIFAD本部にて、共同議長である機構、AUDA-NEPADを含め計9機関が参加して第9回IFNA運営委員会を開催した（2022年5月）。活動計画の承認のほか、AU 栄養年（2022年）の活動紹介、東京栄養サミットの成果やTICAD8 のサイドイベント案、各運営委員会機関の連携を促進するための方策を議論した。他に、FAO、WFP、IFAD幹部と連携のためのバイ面談を実施した。 - UNICEFと協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）の更新を行った。双方の強みを活かし、更に人間の安全保障を推進するため、栄養をはじめ他分野での連携強化に合意した。	象に、社会的弱者の経済的自立に積極的に取り組んだ。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するものとして、同国政府から高い期待を受けた。 - パラグアイにおいて、障害者の社会参加を促進するための事業を実施し、2022年6月の国連障害者権利条約締約国会議開催時に、機構として初めてサイドイベントを主催し、国連関係者に加え、中南米各国の政府機関、教育機関、障害者団体、民間企業等約 300 名の参加を得た。 5. スポーツと開発 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況 2022 年度は体育・スポーツ分野の JICA 海外協力隊員を 83 名派遣し、開発途上国におけるスポーツへのアクセス向上等に貢献した。また、タンザニアや南スーダン等での取組を通じてスポーツを通じた社会包摂と平和の促進を図ったことは評価できる。その他、以下に特筆すべき取組が認められる。 - JICA 海外協力隊員が指導するラグビー女子マダガスカル代表チームが南アフリカで 2022 年 9 月に開催された W 杯セブンズに出場し、W 杯で初勝利を収めるなど、同代表の活躍に貢献した。 - マダガスカルに派遣された JICA 海外協力隊員が指導する選手 2 名が、柔道アフリカ選手権ジュニア大会にて好成績を収め（女子 70 キロ級の選手が
--	--	--	--	--	--

		する。協力に当たっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。 オースポーツと開発幸福で精神的に豊かな生活を営める社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支	の間に信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を通じた教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に取り組む。 ・さらに、ウィズコロナ、ポストコロナの教育に対応する観点からも、算数アプリ開発等デジタル技術の活用等を検討する。 ・高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を行うことを通じ高度人材育成	- 国際栄養学会議シンポジウムにおける国際協力専門員の登壇及びブース出展を通じた産・学・国外栄養関係者とのネットワーク構築、東京理科大におけるプラネタリーヘルスに関する講義を実施したほか、民間企業が主導する「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長を務め、民間企業の推進する栄養改善事業への助言、情報提供を行うなど、大学や民間企業との連携・協働も推進した。 ○ 「JICA 栄養宣言」の推進に向けた栄養改善に係る組織・分野横断的な取組 - 課題別研修「南アジア地域・マルチセクターで取り組む栄養改善」にネパール、パキスタンで世界銀行が実施する農業案件のカウンターパート4名が参加した。実施中農業プロジェクトへの「農業セクターにおける栄養素アプローチ（Nutrient Focused Approach：NFA）」を使った作物選定と衛生に関する行動変容の取組の追加等、農業セクターの介入の質を上げながら、農業セクター案件として実施可能なマルチセクターの取組を追加したアクションプランを策定した。 - モザンビークでは、「母子栄養改善プロジェクト」で母子手帳を活用した栄養指導を強化、「ニアッサ州持続的給水システム衛生促進プロジェクト」で衛生啓発を促進（いずれも技術協力プロジェクト）及び「ニアッサ州における地方給水施設建設計画」（無償資金協力）において、保健施設付近に井戸を掘削して安全な水を供給することで下痢などの疾患を予防し、栄養の改善を図っている。 ○ IFNA's Commitmentsに基づく栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施 - エチオピアにおいて、農業省で栄養課題を担当する食料栄養調整局をカウンターパートとする「栄養センシティブ農業（NSA）モデル村構築プロジェクト」を2022年8月に開始した。本事業はIFNAクラスターの主軸となる事業の一つであり、多様なNSA介入を地域の条件に応じて効果的に組み合わせたNSAモデル村を構築し、その後の面的展開につなげていくことを目指しており、2022年に局に昇格した食料栄養調整局の柱となる取組である。 - 対象国・地域の栄養ギャップに応じた農業のアプローチを検討するNFAに関し、エチオピアUNICEFとの連携でスマートフォンアプリの開発を続けてきた結果、2022年度はアプリのコミュニティレベルでの適用を検証し、現場での本格的な運用に向けた重要なステップを終えた。 (2) SDGs達成に向けた貢献 IFNAは、2025年までに食と農業の視点から全アフリカで栄養改善の推進を目指すイニシアティブであり、SDGsゴール2のうち、特に、一年中安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにすることをうたうSDGsターゲット2.1、及び栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処をうたうSDGsターゲット2.2の方向性と合致している。また、これらSDGsゴールに資する案件をIFNA対象のアフリカ地域やその他の地域で実施した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 2022年度から2025年度までの3年間は「IFNAビルドアップ（最終）フェーズ」に入り、アフリカ各国における活動も活発化している。「東京栄養サミット2021」の成果文書としての東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメント、そしてこれらに貢献するために発表	金メダル、男子 73 キロ級の選手が銅メダル)、同国大統領からスポーツ功労賞が同隊員に贈呈された。 - インドに派遣された JICA 海外協力隊員が指導する選手 3 名が、視覚障害者柔道の国際大会に出場し、そのうち男子全盲 60 キロ級の選手が優勝、女子弱視 48 キロ級の選手が準優勝し、インドとして初の快挙を成し遂げた。 - 多様なルーツを持つ人々が交わる機会を創出し、多文化共生を推進した。具体的には、静岡県における外国籍や障害者など様々な人や、佐賀県のサガン鳥栖のホームスタジアムでウクライナ避難民を含む 24 か国約 100 人（12 チーム）が参加したサッカーイベントなどの取組が挙げられる。 - タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」を開催し、女性のエンパワメントを促進した。日本企業 10 社からの協賛に加え、有識者（大阪大学大学院教授）、テレビ愛知、山形県長井市も参加し、現地テレビニュースや新聞などで報道され、先方大臣をはじめ多数からの評価を得た。 （結論） 以上により、定量指標 3 項目のうち、1 項目は 120%以上、残り 2 項目は 100%を越える結果を得ていること、また、困難度が「高」とされていることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。 具体的には、新型コロナ感染拡大
--	--	---	---	--	--

		援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、全ての人々がスポーツを楽しむ環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力に当たっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。	を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、共同教育プログラムや共同研究等の連携を促進する。また、コロナ禍に対応した研究開発やオンライン教育を含めた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。 エ 社会保障・障害と開発・社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政	した「JICA栄養宣言」について、引き続き実施を促進する。さらに、IFNA横浜宣言2019に基づくIFNAの全アフリカ展開が求められていることから、栄養改善に資するパイロット国等における分野横断的な取組を更に強化するとともに、アフリカ地域機関とも連携の上、各国IFNA実施促進のための地域研修を実施する。また、IFNA貢献を可視化し広報・発信も一層強化する。また、コロナ禍・ウクライナの影響により、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を引き続き行っていく。			などによる人々の基礎的生活への影響が脆弱国等に残る中、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を推進し、検査・治療・研究の保健・医療体制の強化を継続し、将来発生し得る感染症への備えにも取り組んだ。我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」やUHCをはじめ、重要な外交政策の実現に貢献したものとして高く評価される。また、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行った。教育分野において、米国の非営利研究機関 RTI により、エルサルバドルやマダガスカルの技術協力プロジェクトが、高い評価を獲得するなど、政府公約・政策実現に大きく貢献し、所期の目標を上回る成果が得られた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 上記評価を踏まえ、新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であり、将来の健康危機への対応を念頭にUHC の達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組の推進を期待する。また、2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023 年の広島サミットで打ち出された施策に関して二国間協力での貢献も期待する。 栄養分野では、東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメントに貢献するため、「JICA 栄養宣言」の下、引き続き支援の推進を期待する。さらに、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えす
--	--	---	---	--	--	--	--

			官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。 ・コロナ禍により各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、特に、モンゴル等で生活困窮者の自立生活支援や子どもの保護分野での支援に新たに取組む。また、これらの支援を担う福祉人材育成に係る新規事業の形成に取り組む。 ・障害と開発分野では、「開発全体」の取組において障害の視点を踏まえ障害者を	学習支援に活用されることが期待される。 ◎ 外部研究機関から機構のプロジェクトが高い評価を獲得【③④】：ビル&メリンダ・ゲイツ財団支援の米国の非営利研究機関Research Triangle Institute International（以下、「RTI」という。）により、低中所得国の算数分野を対象としたプログラムのうち、エビデンスに基づき効果が確認され、かつスケールアップに成功した 6つの代表プログラムとして、エルサルバドルの技術協力プロジェクト「初中等算数・数学指導力向上プロジェクト（ESMATE）」、マダガスカルの技術協力プロジェクト「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト（TAFITA）」の2件が選定された。RTIは2021年から2022年にかけて調査を実施し、全29のプログラムから、厳格なエビデンスに基づいて子どもたちの学力の向上に効果があったと確認されていることなどを条件に6つの事業を絞り込んでおり、これら事業を対象に今後さらに詳細な調査が行われる予定である。RTIの調査結果を受け、Financial Timesでも、TAFITA に関する記事が掲載され、記事の中で、TAFITAが低所得国における子どもの算数スキルの向上に効果がある数少ないプロジェクトの一つとして紹介された。 ◎ 機構が支援した教員養成校が高等教育機関として初めて認証【②④】：カンボジアでは、これまでの教科書開発等を踏まえ、良質な教材を活用する能力のある教員の育成を目的とした「教員育成大学設立のための基盤構築プロジェクト」を実施した。本案件を通じて、従来の教員養成校（2年制）卒業生に比して、教員養成大学（4年制）を卒業した教員の指導力の高さを先方政府が認め、プノンペン並びにバットアンバン両教員養成大学が、同国の4年制教員養成大学として、初めて高等教育機関として認証されるに至った。案件開始当初は、両大学設立はパイロットという位置づけであったが、協力期間を通じて継続的に行われてきた大学経営者や教官等の関係者の意識改革によって、質の高い教員が育成・輩出されていることが教育実習や教育研究、論文提出等からも確認された。2022年9月に卒業した第一期生が学校現場で教鞭をとり始める中、視察した他ドナーを通じて子ども中心の授業が展開されていることが確認され、高い評価を得た。こうした両大学の取組結果は、より多くの質の高い教員人材の育成・確保を目指した教員養成大学の他地域への拡大・展開に係る同国での検討にも大きな貢献を果たした。 ◎ 「みんなの学校」によって四則演算と読み書きのテスト結果が大幅に改善【②③】：コミュニティとの協働により教育改善を図る「みんなの学校アプローチ」は、2022年度から新たにジブチ及びエチオピアにおいても展開を本格的に開始し、これまで支援した学校は9か国7万校に及んでいる。マリでは、政情不安によるプロジェクト活動の中断、さらにはコロナ禍による休校等の困難に見舞われたが、「みんなの学校アプローチ」により学校運営委員会の機能化を図り、算数ドリルの配布による算数の基礎的学力改善や補習授業の実施支援を行って子どもの学びの改善に貢献し、6万人の子どもに対し質の高い教育を提供した。マリのほかにもニジェール、ブルキナファソといったサヘル地域で展開しており、政情不安や行政能力に制約等がある国においても学校運営委員会の機能化や学びの改善に取り組んでいる。セネガルやガーナでも「みんなの学校アプローチ」によって算数の基礎的学力改善に取り組むほか、前出のマダガスカルでは、学校運営委員会が、習熟度別の速習法を用いた補習を支援・実施することで読み書き計算能力の向上に貢献すると	る農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。 その他、障害の主流化を一層促進や、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） 特になし。
--	--	--	---	---	---

			裨益対象として取り込む障害の主流化」と「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。 ・特に、「障害の主流化」は、インクルーシブ防災研修を通じた防災計画の策定支援やユニバーサルツーリズムの促進等、多様化するニーズに対応した事業を実施する。 ・「障害に特化した取組」は、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進（モンゴル、スリ	ともに、学校給食の提供も行っている。さらに、ニジェール、マダガスカルでは事業による介入効果を測る調査を行い、「みんなの学校」の取組により、四則演算のテスト結果が平均で24%増加、読み書きのテストでも長文・短文を解することができる子どもが30%以上増加するなど顕著な成果が確認されている。2022年8月に行われたTICAD8ではマダガスカルを会場に全世界をオンラインでつなぎ、世界銀行、UNICEF、Pratham/TaRLAfrica（基礎学力向上に取り組む国際NGO）、アフリカ教育開発連合（ADEA：Association for the Development of Education in Africa）と国際シンポジウムを共催し、コミュニティ協働による教育改善の取組と「みんなの学校」の成果を共有・発信した。 ◎ 「教育協力ウィーク」で「教育協力プラットフォーム」を結成【②】：教育協力ウィークを、教育セクターの実務者（大学関係者を含む）間の情報共有・意見交換・ネットワーク形成を目的として開催した（2022年9月）。開発コンサルタント、専門家、大学、NGO/NPO、民間企業、省庁・政府機関、国際機関等（サイドイベントのオープンセッションには大学生・大学院生等も含む）から、3日間でのべ3,500名以上の参加登録があった。本イベントにおいて、教育協力のインパクト最大化に向けた方策の検討や、将来の連携に向けた基盤づくりの場となることを目指し、実務者を中心に「教育協力プラットフォーム」を結成した。分科会では、より良い開発途上国への教育支援に向けて、所属組織・事業を超えた自由闊達な情報交換・意見交換がなされた。サイドイベントでは、学生や民間企業からも多くの参加があり、教育協力の裾野拡大に貢献した。 ○ ウィズコロナ、ポストコロナの教育への対応：ウィズコロナ、ポストコロナ遠隔教育・補助学習用ソフト「算数アプリ」をラオス、ネパール、エジプトの技術協力プロジェクトで試行した。また、JICAボランティア事業で派遣された隊員による「算数学び隊」が中南米、アジア、アフリカで各地域分会を結成し、学校や教室での算数補習学習活動を展開している。活動には、セイコーエプソン株式会社との連携により貸与されたプロジェクターを活用している。また、ハードの遠隔教育機材パッケージはウクライナ含め11か国で基礎調査を実施した。 ○ 女子や不就学児、マイノリティへの教育機会の拡大及び教育施設の拡充：パキスタン「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2（AQAL2）」（技術協力プロジェクト）では、文化的・経済的背景から学校に通えなかった男女、セクシャルマイノリティ、アフガニスタンからの避難民を含めた幅広い層を対象にノンフォーマル教育を展開した。2022年度に新たに900校以上のノンフォーマル教育センターが開校し、約2万3000人が学習を開始（うち約6割が女性）。技術協力プロジェクトによる協力を開始した2015年以降、延べ20万人以上（うち13万人以上が女性）に速習型学習プログラムを提供した。また、2022年の大雨・洪水の被害を受けた地域では、子どもたちの学習継続のため、緊急支援として設置された学習センターに速習型学習プログラムの教材を提供した。またパンジャブ州では教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education。2002年に世界銀行が主導して設立された教育セクターに特化した国際基金）との連携において、現地教育支援グループの調整役であるCoordinating Agencyを機構が務めている。シンド州では女子中学校の新設による女子の中学校へのアクセス向上を目指し、無償資金協力「シンド州農村部女子前期中等教育強化計画」のG/Aを締結（2023年2月）した。	
--	--	--	---	--	--

		ランカ)、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善(エジプト、エクアドル)等を実施する。 オースポーツと開発・JICAグローバル・アジェンダ(スポーツと開発)に基づき、日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全	○ 障害者の教育拡大：モンゴルでは、インクルーシブ教育の実現に向けて、障害児のための発達支援・教育サービスの全土への普及を目的として「障害児のための教育改善プロジェクトフェーズ2（START2）」（技術協力プロジェクト）を実施している。2022年5月に開催したセミナーでは、プロジェクト成果の共有とともに、これらの成果の活用や障害児が教育を受ける権利の保障の在り方について協議した。2022年9月以降は、プロジェクト対象地域をウランバートル市から中核県と位置付ける5県に拡大し、ベースライン調査やモニタリングを実施した。これらの結果を踏まえ、中核県からさらに周辺県においてもインクルーシブ教育が推進されるよう、県知事や県教育関係者等と協議を行った。 ② 高等教育 ◎ 日・アフリカ拠点大学ネットワーク構想の拡大【①②③】：TICAD8における日本の取組として「日・アフリカ間の大学ネットワークを通じた人材育成、留学生の受入れによる5,000人の高度人材育成を実施」が位置づけられた。また、TICAD8サイドイベント「日・アフリカ大学交流会議」を科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency）と共催した。このイベントにおいて、域内拠点大学であるジョモケニアッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）に設置された汎アフリカ大学科学技術イノベーション学院（PAUSTI：Pan African University Institute of Basic Sciences, Technology and Innovation）とエジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）を活用した域内留学などの人材育成・開発課題の貢献を目指すアフリカ・日本拠点大学ネットワークの構想をエジプト・ケニア両国関係者や本邦大学に周知し、本邦大学関係者に対し、両拠点大学の重要性の理解を促進した。 ◎ 日印間の共同研究を推進【②③】：2021年度に開始した「インド工科大学日印産学研究ネットワーク構築支援（FRIENDSHIP）プロジェクトフェーズ2」は、2022年度は6名のJICA留学生を日本各地の大学で受け入れたほか、約20の日印間の共同研究プロジェクトを支援した。2023年1月にはインド工科大学ハイデラバード校（IITH）ムルティ学長が来日し、計14校の本邦大学関係者30名、計8社から本邦企業関係者19名が集まるイベントを機構が主催し、日印間の共同研究の促進に貢献した。 ◎ SEED-Netが自律的に継続される体制を整備【①②③】：「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトフェーズ4」（AUN/SEED-Net: ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）（技術協力プロジェクト）において、プロジェクトで構築したネットワークを活用しつつ、ASEAN域内に留まらず南アジア・中東・アフリカの大学とも連携して、オンラインでのセミナー、共同研究の実施、研究者受け入れ、地域会議への招待等を行った。同プロジェクトは、20年間の協力を終了することを見据え、AUNへのSEED-Net事務局機能の移管を実施することに合意し、2022年度末に実現した。本邦大学は、従来、機構を介してプロジェクトを支援する国内支援大学という位置付けだったが、この移管によって、SEED-Net事務局を直接支援するSEED-Net連携大学（Japanese Partner University）という位置づけに変更した。2022年度末時点で、本邦18大学が参画しており、今後、ASEANの中核大学と本邦大学が直接的な連携関係を継続できることを目指す。		
--	--	---	--	--	--

			な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。 ・事業の更なる推進のために、開発途上国のスポーツの現状やニーズ、スポーツに期待される社会的効果について調査に着手する。	○ 拠点大学強化クラスターのプラットフォーム形成：長期研修「科学技術イノベーション」に参加しているインドのIITH、ケニアJKUAT、ウズベキスタンの日本青年技術革新センター（UJICY。国立タシケント工科大学に付属）からの機構留学生に対してイベントを実施。機構の長期研修員に期待することや今後のネットワークの作り方について説明し、元機構研修員（SEED-Net 研修員として北大博士課程を卒業したタイチュラロンコン大学の教員）による経験談を共有し、少人数によるグループディスカッションを通じて機構の教育関係者及び留学生間の学び合いとネットワーク強化を行った。 (2) SDGs達成に向けた貢献 SDGsゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、SDGsターゲット4.1（質の高い初等教育修了）、ターゲット4.5（ジェンダー格差・ぜい弱層への支援）、ターゲット4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット4.c（質の高い教員の増加）に貢献する事業を実施した。 具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に係る事業をエルサルバドル、ラオス、カンボジア、ネパール等12か国において実施。教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を通じた教育改善に係る事業をマリ、マダガスカル、ニジェール等8か国で実施。初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に係る事業をスリランカ、モンゴル、ウズベキスタン、パキスタン等7か国で実施した。 高等教育分野においては、SDGsターゲット4.3（質の高い技術職業教育及び大学を含む高等教育への全ての人々の平等なアクセス）が掲げられており、SDGsゴール8「働きがいも経済成長も」、SDGsゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献するためにも、各分野の高度人材の育成や研究能力の強化に取り組んだ。また、JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、対象国・地域の拠点（トップ）大学を対象とした「拠点大学強化クラスター」を設定し、本邦大学や他国・各域内の拠点大学との間のネットワークを構築しながら、対象大学の教育・研究能力の強化に資する活動を実施した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 コロナ禍の影響で教育・学習機会が失われたことによる不就学児童の増加、学習貧困の深刻化などにより、将来的な就業機会への影響など中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。開発途上地域の教育政策・対応方針を踏まえつつ、JICAグローバル・アジェンダ（教育）で掲げる重点取組に基づき、子どもの学習機会が途切れることのないよう、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。また、ポストコロナの教育に対応する観点からも、算数アプリ開発及び遠隔教育機材の整備等デジタル技術の活用を進める。 No.2-4 社会保障・障害と開発 日本の社会保障政策や障害者政策の拡大と改善の経験を踏まえつつ、各国の実情に適した		
--	--	--	--	---	--	--

				政策の立案やサービスの導入、活動を支える行政官や関係機関の人材育成を図った。特に、障害と開発分野では、「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」と「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」からなるツイントラック・アプローチを引き続き適用し、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加の拡大に取り組んだ。 (1) 業務実績 ◎ 日本の事例を基にインドネシアにおける社会保険制度設計に寄与【②】：インドネシアにおいて、社会保険制度の啓発と加入者の拡大を図るため、日本の社会保険労務士制度に類似の社会保障の専門職の創設を目的とした案件を実施した。全国社会保険労務士連合会の協力のもと、同政府関係者の来日研修を実現し、関係省庁やハローワーク等の公的機関や民間企業等を訪れ、社会保険や労働法制のきめ細かな適用を通じ、国民皆保険・皆年金の維持・発展や労働者保護・円滑な労使関係の維持に社労士が果たした役割を伝え、同国における制度設計に寄与した。また、同じくインドネシアにおいて、過去の機構の協力等も踏まえ、2022年に始まった雇用保険制度の安定的運用に向け、雇用保険の支給と職業紹介、職業訓練の一体的運用への助言等を目的とした労働政策アドバイザーの派遣を開始した。 ◎ 社会的弱者の経済的自立を支援【③】：モンゴルでは、コロナ禍を経て増加した、社会福祉手当に生活を依存せざるを得ない生活困窮者・世帯を対象に、雇用を中心とした生活再建のための制度設計を支援する案件を開始した。また、障害者の就労支援に携わる人材の育成や企業等とのネットワークの強化等を目的とした、障害者の就労支援事業の立案・拡大に特化した事業を並行して実施し、コロナ禍で経済的・社会的な影響を最も受けている社会的弱者の経済的自立に積極的に取り組んだ。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するとともに、変化に対し即応が難しい社会的弱者に対するセーフティネットとしての役割を担う制度として、モンゴル政府から高い期待を受けている。 ◎ 日本のインクルーシブ防災の経験を活用したモデル作りを支援【①】：エクアドルにおいて、障害のある人や高齢者を含む社会的弱者に配慮した包摂的な防災対策を図るための案件を実施した。同案件では、障害者福祉に関連する部局と防災に関連する部局が連携し、地域で暮らす障害者を交えて災害時の避難計画や避難所の運営計画を策定している大分県別府市の取組を紹介し、インクルーシブ防災のモデルの検討を進めるためのアクションプランを作成した。これらの取組は、世界防災フォーラムでも紹介され、日本のインクルーシブ防災の取組が他国でどのように適用され得るのかを示す貴重な例となっている。 ◎ 国連障害者権利条約締約国会議で初めてサイドイベントを主催【①②】：パラグアイにおいて、障害者の社会参加を促進するための事業を実施した。また、同国に派遣した専門家を中心として、中南米各国の障害者の自立生活運動に機構及び機構事業に参加した中南米各国の障害者が果たした役割について、広く情報発信に努めた。その一環で、2022年6月の国連障害者権利条約締約国会議開催時に、機構として初めてサイドイベントを主催		
--	--	--	--	--	--	--

				し、国連関係者に加え、中南米各国の政府機関、教育機関、障害者団体、民間企業等約300名が参加した。 ○ スリランカでは、障害者の雇用を促進するための事業計画の立案及び障害当事者や当事者の働く職場に対して的確な助言を行う支援者等の人材の育成を図る事業を実施した。 ○ パレスチナでは、機構として初の試みとなるユニバーサルツーリズム（高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指す考え方）の普及を図る事業を実施した。同国観光遺跡庁の関係者の本邦研修を実現し、日本の歴史的建造物・歴史的景観地域（伊勢、京都等）において、歴史的価値の高い建造物をいかしたバリアフリー化の実例等を学んだ結果、同国の観光地（ヒシャム宮殿等）を対象としたユニバーサルツーリズムの計画策定が進んだ。 ○ エクアドルにおいて、「盲人、視覚障害者その他の印刷物 の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」に基づく障害者のための著作物に関する情報保障の拡大を図る案件を開始した。関連著作物が比較的流通している英語以外の言語（日本語）での情報保障の拡大の経験をいかし、デジタル技術を活用しながら、印刷物障害がある人々が利用しやすい形式の著作物の普及を図るとともに、成果の中南米地域への波及に取り組んでいる。 ○ バングラデシュのダッカメトロ6号線において、エレベーターや車いすが通過できる幅広の自動改札機、点字ブロック、車両内の優先席や車いす専用スペースを設置するなど、機構として「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」を推進した。 ○ 社会保障分野での新たな取組として、課題別研修「子どもの保護」を開始した。同研修では、研修員が日本の児童福祉政策を学ぶとともに、福井県を実例に、乳幼児期から学齢期に至るまで、地方自治体及び民間の関係団体がいかに連携し、要保護児童等の成長を支えているかについて、児童福祉の現場訪問等を通じて体感した。また、研修終了時には、研修に参加した6か国8名の行政官が、各国での児童福祉行政の改善に係るアクションプランを作成した。 ○ 社会保障及び障害と開発分野に係る機構内外関係者とのプラットフォーム構築と意見交換を目的に、当該分野に関心のある専門家、団体、NGO/NPO、コンサルタント等とステークホルダー勉強会を開催した。同勉強会の開催にあたっては、テーマ検討から各関係者と協働し、2022年に行われた障害者権利委員会の日本政府との建設的対話を議題として取り上げることとし、同委員会による総括所見の国際協力への適用の在り方等、時宜になった議論を行った。 (2) SDGs達成に向けた貢献 社会保障に関連するゴール1（社会的保護（1.3）、ぜい弱者支援（1.4、1.5））、ゴール8（完全雇用とディーセントワーク（8.5、8.8））、ゴール10（社会保障政策を通じた格差是正（10.4））等、また、障害と開発に関連するゴール8（障害者就労（8.5））、ゴール10（障害インクルーシ		
--	--	--	--	---	--	--

				ブな開発（10.2）、ゴール11（障害者の物理アクセス（11.2、11.7））の達成に向け、2022年度は、上述の障害者、子ども、高齢者、生活困窮者等の社会的ぜい弱層の支援を展開した。また、就労や情報アクセシビリティの改善を通じた障害者の社会参加の促進を図る事業や、防災や観光分野での障害インクルーシブな事業を実施した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 特に資金協力事業において、障害の主流化を一層促進するため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を進め、制度化を検討する。 社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、国際協力における本分野の課題や意義等を、国内の関心のある層と共に学ぶ勉強会を企画・運営するとともに、有識者に実務経験者を加えた国内協力体制の構築に取り組む。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。 No.2-5 スポーツと開発 新型コロナウイルスの影響が未だ残る中、2022年度は体育・スポーツ分野のJICA海外協力隊員を83名派遣し、開発途上国におけるスポーツへのアクセス向上等に貢献した。また、課題別研修「学校体育」等を通じてスポーツを通じた健全な人材育成を、タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」や南スーダン向け「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」等を通じてスポーツを通じた社会包摂と平和の促進を図った。 (1) 業務実績 ◎ JICA海外協力隊員が指導する女子ラグビー代表がW杯で初勝利【③④】：2022年4月にマダガスカルに派遣したJICA海外協力隊員が指導するラグビー女子マダガスカル代表チームが南アフリカで2022年9月に開催されたW杯セブンズに出場した。世界大会に初出場となった女子代表チームは苦戦を強いられたものの、最終戦のラストプレーでの決勝トライで劇的な初勝利を手にした。同隊員も帯同して同代表の活躍に貢献した。 ◎ JICA海外協力隊員がスポーツ功労賞を受賞【③④】：2021年12月にマダガスカルに派遣したJICA海外協力隊員が指導する選手2名が、2022年7月に開催された柔道アフリカ選手権ジュニア大会に参加し、好成績を収めた（女子70キロ級の選手が金メダル、男子73キロ級の選手が銅メダル）。わずか8か月の指導での快挙に対し、同国大統領からスポーツ功労賞が同隊員に贈られた。また、同隊員は2022年12月にはグランドスラム東京2022出場選手のコーチとして選手に帯同して来日した。 ◎ JICA海外協力隊員が指導する選手が視覚障害者柔道で活躍【③】：2022年3月にインドに派遣したJICA海外協力隊員が指導する選手3名が、2022年12月に開催された視覚障害者柔道の国際大会「東京オープントーナメント」に参加し、男子全盲60キロ級の選手が優勝、女子弱視48キロ級の選手が準優勝し、インドとして初の快挙を成し遂げた。		
--	--	--	--	---	--	--

				◎ 障害者スポーツ普及に尽力した草の根事業実施団体が政府から表彰【④】：2009年から草の根技術協力でラオスの障害者スポーツ普及に協力してきた取組が評価され、実施団体である特定非営利活動法人アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）がラオス政府（教育・スポーツ省）から表彰を受けた。同団体は、長年にわたる協力の中で、ラオス全18県に障害者・健常者対象のユニバーサルスポーツ指導者を配置し、また、パラスポーツ指導者及び選手も多数育成し、同選手がパラリンピックに出場するなど、ラオスの障害者スポーツの振興に大きく貢献してきた。 ◎ 多様なルーツを持つ人々によるスポーツイベントにより多文化共生を推進【①③⑤】：日本国内においてスポーツをツールとして多様なルーツを持つ人々が交わる機会を創造し、多文化共生社会を促進するイベントを多く実施した。東京都でJICA東京が主催した「ユニバーサルスポーツフェスティバル」では、ADDPと協力し、在日外国人や障害がある方、子どもから高齢者まで様々なバックグラウンドを持った52名が共にスポーツを楽しみ、初対面にもかかわらず最後は活発にコミュニケーションを取った。また、多くの在日外国人が居住する静岡県において、外国籍や障害者など様々な人がサッカーを通じて交流する「多文化SHIZUカップ」を浜松市及び磐田市でそれぞれ開催し、合計で約600名の参加を得た。地方自治体や地元の有志団体等で実行委員会を形成し自立して持続的にイベント開催ができる体制構築に貢献した。さらに、佐賀県ではサガン鳥栖のホームスタジアムでウクライナ避難民を含む24か国約100人（12チーム）が参加したサッカー大会「Sagan World Cup 2022」をJICA九州が佐賀県国際交流協会と主催し、県内の多文化共生推進に貢献した。そして、JICA四国と高知ファイティングドッグスが連携して実施する日系社会研修「野球指導者の人材育成」を通じて、パラグアイから高知に来日し研修に参加する研修員と、研修員からの指導を経てプロ野球選手を目指し高知ファイティングドックスの練習生となったパラグアイの日系二世の選手、そして元プロ野球選手の藤川球児氏、という「野球」という共通言語で繋がった3名が、国境を超えるスポーツの力、挑戦することの大切さについて語る座談会を実施し、その内容を記事及び動画にて公開することで日系社会を含む国際理解の推進を図り、高いアクセス数を記録した。 ◎ 女子陸上競技会により女性のエンパワメントを促進【③④】：タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」第4回大会を2023年1月に開催した。2020年以降新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見送ってきたが、今回3年ぶりの開催となった。今大会には、全国31州のうち30州180名の女子選手が参加し、地域・人数規模共に過去最大となり、また、選手選出の手続きや滞在中の環境等の改善が顕著にみられ、タンザニア側の大会運営能力向上が確認できた。さらに、日本側からは日本企業10社からの協賛に加え、有識者（大阪大学大学院教授）、マスコミ（テレビ愛知）、東京2020オリンピック・パラリンピック大会ホストタウンでありその後もタンザニアとの交流を継続している山形県長井市（副市長等）も参加した。現地テレビニュース4番組及び新聞11紙18記事で報道され、先方大臣をはじめ多数から評価の声が寄せられる大会となった。 ◎ 女子サッカー大会を通じて女性や難民への理解を促進【②④】：ウガンダ社会における女性や難民の現状への理解促進を図るとともに、TICAD8や機構の取組の認知度を高めることを目的とした、難民とホストコミュニティの混成チームも含む女子サッカー大会	
--	--	--	--	--	--

				「TICAD CUP2022」を2022年8月にウガンダで開催し、170名以上が参加した。女性の活躍推進を目指す日本女子プロサッカーリーグ「WEリーグ」や民間企業との連携でユニフォームやシューズ等の寄贈も行い、大会の様子が現地テレビニュースに取り上げられるなど大きな盛り上がりを見せた。また、2022年10月のWEリーグカップ決勝戦（入場者数3,546人）で連携企画（ブース出展及び場内での動画上映）を実施するなど、日本国内でも広報を展開し、WEリーグのクラブチームやそのスポンサー企業からも素晴らしい取組であったと賞賛されるとともに、今後も継続して協力したいという意向が多く表明された。実際に、大会後も引き続きWEリーグ等と連携をしながらオンライン交流や物品寄贈を継続している。 ◎ バングラデシュで日本のスポーツ選手が若者への指導やストリートチルドレンとの交流等を実施【①③】：日本とバングラデシュとの外交関係樹立50周年記念イベントとして、著名選手らによる野球、陸上競技の現地指導を実施した。野球については、連携協定を締結している読売巨人軍のコーチが、2022年1月のオンライン指導に引き続く形で2022年12月に現地でナショナルチームの指導に加え、ストリートチルドレンとの交流も行った。陸上競技については、リオ五輪400mリレー銀メダリストの飯塚翔太選手が、2022年11月に現地で青少年の指導やストリートチルドレンとの交流を実施した。双方とも日本国内及び現地で多数報道され、スポーツを通じた友好関係の促進が評価された。また、現地の青少年たちに夢を与えるだけでなく、参加した日本側関係者のモチベーション向上や国際課題への関心強化につながった点も意義深かった。さらに、同国におけるJICAボランティア事業の再開を準備しており、その柱の一つとなり得るスポーツ分野における人的ネットワーク構築や指導体制の確認にもつながった。 ◎ Jリーグクラブチームが開発途上国で社会貢献活動を実施【②⑤】：Jリーグクラブチームは日本国内で地域貢献活動を実践し、高く評価を受けてきた。この地域貢献活動について、開発途上国現地でJリーグクラブチームが展開するサッカースクールを拠点に試行的に実践し、その展開可能性を実証するための調査を、連携協定を締結しているJリーグと連携して開始した。川崎フロンターレがベトナムで運営するサッカースクールにおいては、地元の小学生を対象に体を動かしながら学ぶ実践算数教室をトップチームの選手も参加して実施し、子どもたちからは楽しく学ぶことができたという声が多く聞かれた。また、高齢者向け健康増進プログラムも実施し、参加者からは安全な環境で気軽に運動を楽しむことができてよかった、また参加したいという声が聞かれた。 ○ 各国の学校体育の現状・課題が整理され、研修員が学校体育の質の向上につながる指導案の作成方法を習得することを目的に、2022年9月から2023年2月に課題別研修「学校体育」をオンラインで実施し、5か国から7名が参加した。実技だけではなく生徒との話し合いの場をより多く設けることで生徒の主体性を引き出し、運動が苦手な子どもも含めて楽しめる体育授業を目指すという日本の強みをいかした授業の改善に取り組んだ。研修効果を上げるために、筑波大学が開発した体育授業の分析ツールを使って各研修員の授業を動画で分析し、改善を図るというPDCAサイクルによる工夫を行った。これにより、体育授業を通じて子どもたちの運動能力の向上のみならず、自発性や協調性等の非認知能力の向上にもつながる授業を研修員が実施できるようになることが期待される。		
--	--	--	--	---	--	--

				○ 南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」で2022年10月に「スポーツ行政／スポーツ振興」をテーマに本邦研修を実施し、計14名が参加した。日本のスポーツ行政や地域におけるスポーツ振興について学ぶとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック大会ホストタウンでありその後も交流を継続している群馬県前橋市を訪問し、友好を深めた。また、東京オリンピックに参加した同国のグエム・アブラハム選手が日本で練習を続け、世界陸上への出場、南スーダン記録の更新など活躍を続けている。 ○ 国内外で活躍するスポーツ選手や著名人とスポーツの力や価値、社会課題解決の可能性を共有し、スポーツを入口に国際協力への関心を喚起させる啓発セミナーを実施した。2022年10月に開催されたグローバルフェスタJAPAN2022において、機構主催のトークセッション「スポーツで世界を変える」では、元ラグビー日本代表主将の廣瀬俊朗氏などが登壇し、オンライン含め参加した163名に対して自身の経験を踏まえながらスポーツを通じた国際協力の可能性について発信した。また、JICA中国と広島平和文化センターが共催した「国際フェスタ2022」での元サッカー日本代表巻誠一郎氏のトークショーには約90名が参加し、自身の被災経験等を踏まえてサッカーを通じた社会貢献の可能性について発信した。 ○ スポーツと開発の案件形成に向けた調査やナレッジマネジメント、有識者等の招へい・派遣についての検討を行うとともに、機構内にスポーツ推進のための部門横断的な体制を整備した。 (2) SDGs達成に向けた貢献 ・ 体育・スポーツ職種のJICA海外協力隊員の派遣等を通じて学校体育を中心にスポーツの機会の拡充を図っており、適度な運動機会の確保を通じてSDGsゴール3「健康的な生活の確保」、質の高い体育授業の整備を通じてSDGsゴール4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供」に貢献している。 ・ 南スーダンでの「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等スポーツを活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、タンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」などスポーツを通じた障害者や女性等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じて、SDGsゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、SDGsゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献している。 ・ スポーツを活用して、日本オリンピック委員会（JOC）、JFA、Jリーグ、日本ラグビーフットボール協会（JRFU）等の国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業、プロスポーツクラブ、トップアスリート等との連携を促進しており、SDGsゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献している。 (3) 事業上の課題及び対応方針 スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、2022年度に立ち上げた調査を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国内スポーツ分野における国際協力の流れの後押しや国際協力におけるスポーツの活用推進を図っていく。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、TICAD8 チュニス宣言	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】* 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*					
指標等	達成 目標	基準値 （目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に 16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500 人	90 人 ⁸	112 人	人	人	人	人			支出額（千円）**	4,230				
【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5 関連）	40%	20% ⁹	39.6%	%	%	%	%								
【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5 関連）	40%	36% ¹⁰	37.9%	%	%	%	%								
【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立	1,000 人	200 人	471 人	人	人	人	人								

⁸ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値500人を達成する予定。

⁹ 目標値は、2022年度に20%、その後各年度5%ずつ増加させる見込み。

¹⁰ 目標値は、中期目標終了時点で40%達成を目指し、2020年度の36%（研修）、35%（留学）から漸増させる見込み。

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない

	案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数（全SDGs Goal）														
--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	3. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することと、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効	2. (1) ③ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア 平和と安定 暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供とこれに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの	1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア 平和と安定 ・ JICA グローバル・アジェンダ（平和構築）に基づき、紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記2. ①参照） ＜その他の指標＞ 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16関連） 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連） 【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5.a）、8（8.3、	＜主要な業務実績＞ No.3-1 平和と安定 紛争の予防や紛争の結果発生した課題への対応のため、包摂的な行政サービスの提供能力強化、コミュニティの社会的結束の強化、難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援した。特に、ウクライナ及び周辺国については、地雷・不発弾対策をはじめとして、緊急支援及び復旧・復興に向けた各分野の支援に取り組んだ。フィリピン・ミンダナオでは暫定自治政府の能力強化を目指すプロジェクトを推進、また元戦闘員の社会・経済面での正常化に資する個別専門家を派遣し、2023年1月にはバンサモロ暫定自治政府議会にて機構による長年の支援をたたえる決議が採択された。人道と開発と平和（HDP）のネクサスに関しては、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援を推進、現場の成果や経験を第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）やDAC紛争とぜい弱に関する国際ネットワーク（INCAF: Interantional Network on Conflict and Fragility）等の国際的な議論の場で発信・共有した。		＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。		評定	S
					＜課題と対応＞ (1) 前年度評価時指摘事項 法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、相手国の自立的発展に資する法制度整備やガバナンス支援に引き続き取り組むとともに、平和で安全な社会の構築に向け、脆弱な人々への包摂性に配慮した、基礎的社会サービスの改善等の支援の推進に引き続き期待する。各国における平和と安定の確保の推進とともに、児童労働撤廃に係る取組に見られたように、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、支援		＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）、【指標3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率、及び【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数 の3項目については、達成度が目標値の120%以上、【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）の残り1項目については、目標値100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 1. 平和と安定 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 コミュニティの社会的結束の強化、難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援したことは評価できる。特に、ウクライナ及び周辺国については、地雷・不発弾対策をはじめとして、緊急支援及び復旧・復興に向けた各分野の支援に取り組むなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認め			

	果を高めることを重視する。	共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。協力に当たっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。	向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。 ・特に、ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援に取り組む。 また、国際秩序の維持に資する協力を追求する。 ・また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8を見据えたサヘル地域及びアフリ	8.10)、17 (17.1) 関連) 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況（全SDGs Goal） <評価の視点>	◎ バンサモロ暫定自治政府議会での機構による長年の支援を称える決議が採択【①③④】： 2023年1月、フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）の議会にて、機構によるミンダナオ地域への平和構築に係る20年以上にわたる協力を称える決議が採択された。特に、幅広い人たちと関わりながら、切れ目のない地道な協力を継続してきたことが議会から高く評価された。また、BTA議会において初めて外国人として機構理事長が演説を行った。2022年度には、フィリピン政府とムスリム・ミンダナオ解放戦線の和平プロセスの重要な鍵となる正常化を後押しする「バンサモロ正常化支援」（個別専門家）の派遣を開始し、元戦闘員やその家族の社会復帰に向けたフィリピン政府の経済社会支援事業を支援した。 ◎ 機構のこれまでの取組が評価され、機構職員がINCAFの副議長に就任【③④】：OECD-DACの下部組織である紛争とぜい弱に関する国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict and Fragility）は、DAC参加各国が、特に紛争影響国・ぜい弱国支援に関して議論及び知見の共有と発信を行う場であるが、紛争影響国・ぜい弱国支援に係る機構の発信やHDPネクサスに関する知的貢献が評価され、2023年に機構の平和構築室長がDAC・INCAF副議長に就任することとなった。これにより、機構及び日本が、DAC参加各国の間で紛争影響国・ぜい弱国支援に係る支援を議論する際に主導的な役割を果たすことが期待されている。 ◎ 人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）の議論を主導【①②】：TICAD8において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）と共催し、サイドイベント「アフリカにおける難民を包摂する取り組みへの投資：マルチステークホルダーアプローチを通じた成長と持続的な開発の実現」を実施した。人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）に基づき、難民の自立とホストコミュニティ双方のニーズに対応するための方策や、難民とホストコミュニティのニーズを包含する支援について議論、発信した。これを通じて、アフリカ各国の官民の参加者に対し、本課題への理解を促進し、HDPネクサスの具体的な取組に係る国際的な議論形成に貢献した。また、INCAF参加各国と国連諸機関による、HDPネクサスに関するDACと国連の対話（DAC-UN Dialogue）に参加した。特に、HDPネクサスの意味する事柄を明確化する作業部会において、UNDPと共に議論を主導し、各国ドナーや国連をはじめとした援助関係者対象の研修モジュール「Nexus Academy」を形成した。 ○ カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）の研修施設と平和博物館の整備を実施する「カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画」（無償資金協力）を迅速に形成、2022年11月のASEAN首脳会議において贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結した。また、CMACが他の地雷・不発弾汚染国に対する研修を行う南南協力の取組に引き続き力を入れ、コロンビアやラオスとの協力を継続したほか、ウクライナに対する研修を実施した。また、外務省の協力により、2022年6月にジュネーブで開催された対人地雷禁止条約の会期間会合において機構とCMACによるパネリストとしての登壇が実現するなど、国際的な地雷・不発弾対策の推進に貢献した。	効果の最大化に努められたい。 また、第5期中期目標においては、本項目において「留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（500人）」、「プロジェクトにおけるジェンダー案件比率（40%）」、「研修・留学生事業における女性の割合（40%）」、「デジタル化の進展を支える各国のコア人材の育成数（1,000人）」といった定量指標を設定したところ、これら指標の達成を通じて本項目に関する取組の更なる質の向上を期待する。 （2）対応 平和で安全な社会の実現に向け、紛争影響国や難民受入国等のニーズや課題に柔軟に対応しつつ地方行政能力の向上、包摂的・応答的で透明性を確保した基礎的社会サービスの改善に資する事業を行った。開発効果の最大化を企図し、UNDP、UNHCRに加え、世界銀行や世界食糧計画（WFP）との協議を通じた協力関係の強化や現場での協力案件の形成に取り組んだ。 法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、カンボジアでの司法人材育成事業の開始などアジア諸国の法制度整備やガバナンス支援に取り組んだ。また児童労働撤廃に向けた日本の企業・NGOとの連携や、アフリカの女性の司法アクセス改善に向けたTICADサイドイベント共催など国際機関との連携を行った。ガバナンス分野の学位取得者数の中期目標の指標の目標値（500人）の達成に向けて取り組むとともに、開発大学院連携講座での留学生向け講	られた。 ・機構が長年協力を重ねてきたカンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地雷対策支援を迅速に実現した。本邦メディアを中心に、国内外で広く報道され、日本の支援を国際的に知らしめるとともに、日本国民に対し、支援の重要性への理解を促進した。 ・フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA）の議会にて、機構による20年以上にわたる協力を称える決議が採択された。特に、切れ目のない地道な平和構築に係る協力を継続してきたことが議会から高く評価された。 ・紛争影響国・ぜい弱国支援に係る機構の発信やHDPネクサスに関する知的貢献が評価され、機構の平和構築室長がDAC・INCAF副議長に就任した。これにより、機構が、DAC参加各国の間での議論の際に主導的な役割を果たすことが期待される。 ・TICAD8において、UNHCRと共催したサイドイベント「アフリカにおける難民を包摂する取り組みへの投資」において、HDPネクサスの議論を主導した。これを通じて、アフリカ各国の官民の参加者に対し、HDPネクサスへの理解を促進、具体的な取組に係る国際的な議論形成に貢献した。 2. 法の支配・ガバナンス 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況
--	---------------	--	---	---	--	--	--

	イ 法の支配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに	配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を支援する。具体的には、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・	カの角地域支援、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援に取り組む。また、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。 イ 法の支配・ガバナンス ・JICAグローバル・アジェンダ（ガバナンス）に基づき、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公財としての海	○ 紛争影響国の行政官に向けた日本の経験共有リソースを開拓、充実させ、各地で研修を実施した。特に、東北の震災後の復興経験や地方自治体が行き組んだ住民との協働の工夫は、ナイジェリア北東部、南スーダン、ソマリアなど紛争影響国から各研修に参加した行政官に大きなモチベーションを与えるきっかけとなった。また、研修の受入を通じて、受け入れる日本の行政官、自治体側からも、自分自身の経験が紛争影響地域の平和や復興に役に立つ実感を得ることができ、今も続く長い復興行政に携わる上でのモチベーションに繋がるとの声も聞かれた。 ○ ボコ・ハラムの影響を受けたナイジェリア北東部地域の復興・開発に向けて、UNDPと連携し同地域の州知事や北東部復興開発委員会の長官を本邦に招へいし、広島の後復興や住民との信頼醸成に資する行政の取組等を学ぶ機会を提供した。また、国境を超える暴力的過激主義の影響を受け不安定化するサヘル諸国において、課題別研修の立ち上げやニジェールにおける経験共有セミナーを実施し、各国間で課題解決に向けた知見を共有できるプラットフォームの基盤を形成した。 ○ 紛争影響国・地域における事業評価の在り方を見直し、事業評価外部有識者委員会等での議論も経て、機構内の評価手引きを大幅に改定した。同手引きは、今後の試行導入を経て正式に事後評価での参照資料として活用される予定であり、流動的な政治・治安情勢からの影響や平和構築への貢献を適切に評価する仕組みを導入することにより、事業マネジメント全体の改善にも寄与するものとなる。 ○ パキスタン北西部のアフガニスタン国境地域を対象にした技術協力プロジェクト「ハイバル・パフトゥンハー州新併合地域の地方行政官能力強化プロジェクト」の協力を開始した（2023年1月）。本案件は新併合地域の首長・議員・行政官の能力強化により、当該地域の住民に対して安定した行政サービスの提供を企図し、住民と行政の信頼醸成にも貢献することが期待されている。	義や留学生の機構へのインターン受入等を通じて質の向上にも取り組んでいる。 ジェンダー案件比率の指標達成に向けては、上述のとおり各種研修の実施、分野別手引き等資料整備、制度整備等を通じて着実に機構関係者の意識啓発と知識向上を図った。研修・留学生事業における女性の割合については、同事業に携わる国内・国外の機構関係者に対し、女性の参加を促進するための具体的な好事例・取組手法の共有を行った。 ジェンダー案件比率の指標達成に向けては、上述のとおり各種研修の実施、分野別手引き等資料整備、制度整備等を通じて着実に機構関係者の意識啓発と知識向上を図った。研修・留学生事業における女性の割合については、同事業に携わる国内・国外の機構関係者に対し、女性の参加を促進するための具体的な好事例・取り組み手法の共有を行った。 デジタル化の推進に関しては、デジタルインフラ基盤を支える人材育成として、フィリピンでの通信政策、アンゴラ、ボツワナでの地上デジタル放送関係者の育成に加え、クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」に基づき、インドネシア、モンゴルを中心にサイバーセキュリティの対応を支える人材及び講師の育成を実施した。2023 年度からは ASEAN 地域向けのサイバーセキュリティ人材育成事業を複数開始する予定であり、対応を更に推進していく。	年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・ウクライナ公共放送局の要請に迅速に対応し、緊急報道に関するNHKの経験を共有する遠隔セミナーを実施し、公共放送局の機能維持に貢献した。 ・日本政府の『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（2020-2025）への貢献として、カカオ産業に関わる日本企業の人権デュー・ディリジェンス実施を促進し、第5回児童労働撤廃世界会議において、ガーナの取組を紹介するサイドイベントを実施した。 ・日本の公正取引委員会の協力を得て、現地に進出した日本企業にとっても重要である公正で透明性のあるビジネス環境の整備に向けて、モンゴルの競争法執行能力強化を支援した。 ・2002 年以降、日本の警察の技術、経験を活用して長年実施してきたインドネシアへの支援により、地域に密着し、住民と協力しながら治安を守る「市民警察活動モデル」が構築され、全国に展開された。その結果、事業終了時に実施した世論調査においては、住民の 75.3%が警察に対して良いイメージを持っていると回答し、協力成果が発現した。 ・ブラジルとの三角協力により、ホンジュラスに対し、交番・駐在所を中心とした日本の地域警察活動を参考にした地域警察システムの導入・定着を長年継続的に支援した。協力の成果が認められ、国家警察長官から
--	--	--	---	--	--	--

	鑑み、法執行・治安維持や国際公共財(海洋、サイバー空間等)に関わる能力強化等を重視する。 ウ 公共財政・金融 国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易	メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力に当たっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を図るとともに、住民との協働にも留意する。 ウ 公共財政・金融 公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じ	洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。 ・特に、TICAD8を踏まえたアフリカ地域に対する新たな取組を検討するとともに、日本政府の「ビジネスと人権行動計画（2020-2025）」への貢献も念頭に、「ビジネスと人権」の促進に資する取組を重視する。また、インドネシアを中心とし	りTICAD8等の国際会議の場でも成果を発信した。今後もDACやグローバル難民フォーラム等の国際場裡でこれら取組や成果の発信を通じた人道機関等との相互理解の促進を図る。 No.3-2 法の支配・ガバナンス 法令の整備・運用改善のため、東南アジアで民商事法の下位法令整備や司法分野の人材育成、モンゴルで競争法の人材育成、南アジアで訴訟遅延対策に取り組んだ。アフリカではTICAD8を踏まえて刑事司法研修を実施するとともに、ビジネス法の研修を形成した。また、ビジネスと人権の促進のため、日本企業やNGOと連携し児童労働撤廃に向けたセクター別アクションを策定した。治安機関の法執行能力向上のためにインドネシアや中米・フランス語圏アフリカで地域警察分野の協力を行ったほか、選挙管理能力向上のためにカンボジアや南スーダンでの人材育成、公共放送の機能強化のためにウクライナでの放送機材の供与やコソボでの支局開設を支援した。さらに行政分野では、バングラデシュでの汚職対策、バングラデシュ・ホンジュラス等での地方行政官の計-画策定能力向上を支援した。加えて、海洋法を含む国際公法、ベトナム警察向けサイバーセキュリティ、司法アクセス改善といった各分野での研修を行った。 (1) 業務実績 ◎ ウクライナ公共放送局の緊急支援要請に迅速に対応し、正確・公平・公正な報道の維持に寄与【①③】：ロシアによる侵略を受けたウクライナの公共放送局より緊急支援が要請され、2022年3月に終了したウクライナ「公共放送組織体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関するフォローアップ協力を実施するとともに、後続プロジェクトを迅速に立ち上げた（2022年11月に討議議事録（R/D：Record of Discussions）署名）。フォローアップ協力では、ロシア軍による放送施設・機材の破壊によって不足が生じたモバイル中継装置や現場取材用撮影機材、空襲警報等で出勤できない職員が自宅や避難先で業務を継続できるようにするための番組制作・事務作業用のモバイル機材を提供したほか、緊急報道に関する日本放送協会（NHK）の経験を共有する遠隔セミナーを実施し、ロシアによる偽情報・プロパガンダと闘いつつ、国民に信頼できる情報を届けようとする公共放送局の機能維持に貢献した。 ◎ 民族間の信頼醸成に向けてコソボ公共放送局による初の支局開設を支援【①③】：コソボ「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）により、コソボ公共放送局による初の支局開設を支援した。機構が開設を支援した第1号及び第2号の支局は、コソボ独立後に少数派となった民族が多く居住する地域に位置している。同国において、ウクライナ情勢を背景にした民族間の分断や多数派民族のナショナリズムの高まりが見られる中で、これらの支局の開設は、民族間の信頼醸成に向けてマイノリティも包摂する公共放送を実現する体制構築の面からも意義が高い。 ◎ 日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（2020-2025）への貢献【①②】：日本政府による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定・公表（2022年9月）に合わせて、「ビジネスと人権」に係る共創型プラットフォームである「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の活動として、「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」を策定・公表し、カカ	機構に対して、「英雄ディオニシオ・デ・エレーラ勲章」が授与された。 ・バングラデシュにおける郡自治体対象の国家健全性戦略に係る協力実績が同国内閣官房長官から高く評価され、実施対象郡（8郡から80郡に拡大）を10倍とすることが決定された。 3. 公共財政・金融 【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・アフリカ4か国（ボツワナ、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ）で進めているOSBP設置支援は、対象国・地域の経済発展に資することが期待されている。アフリカ連合開発庁や南部アフリカ開発共同体などの地域機関からも域内統合に資する案件として高い期待が寄せられている。 ・南スーダンにおいて、技術協力プロジェクトを通じて、デジタル技術を活用した税関実務の実施体制強化の取組が進められ、遠隔での人材育成について南スーダン政府から謝意が示された。 ・フィリピン「企業信用リスクデータベース構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、同国政府の金融包摂国家戦略を支援しており、金融基盤強
--	---	---	--	---	--

	円滑化・連結性の向上を重視する。 エージェンダー平等の推進 一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。そ	て、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力に当たっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。 エージェンダー平等の推進 事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自	た地域警察制度に関する協力を行うとともに、海洋に関しては国際公法に係る人材育成や海上保安機関等の機能強化、サイバー空間においてはASEAN及び周辺地域を中心とした面的な支援範囲をそれぞれ拡充する。 ウ 公共財政・金融 ・JICAグローバル・アジェンダ（公共財政・金融システム）に基づき、FOIPを踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための基盤として、国家財政の	オ産業に関わる日本企業の人権デュー・ディリジェンス実施を促進した。同アクションに対して、日本の4大チョコレート・メーカーを含む18団体が賛同を表明している。プラットフォーム会員数は増加を続け、2023年3月末時点で53団体、102個人に拡大し（2021年度比1.2倍）、協働の基盤が広がっている。また、南アフリカのダーバンで開催された第5回児童労働撤廃世界会議において、ガーナにおける児童労働フリーゾーン導入支援の取組を紹介するサイドイベントを実施した。会議で採択された「Durban Call to Action」には、同サイドイベントで提言した統合的地域アプローチ（地方自治体、地域社会などの関係者が協力した取組）の重要性が盛り込まれた。さらに、日本政府の要請を受けて、4か国（インド、インドネシア、フィリピン、マレーシア）において、現地で活動する日本企業を対象に「全世界新型コロナウイルス危機を受けたぜい弱な労働者の保護に係る情報収集・確認調査」の結果を報告したほか、教育界のニーズに応じて「ビジネスと人権」に関する講義を4大学で実施するなど、「ビジネスと人権」に関する取組を国内外へ発信した。 ◎ 日本の公正取引委員会の協力を得てモンゴルの競争法執行能力強化を支援【②④】：モンゴル「公正競争環境改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）により、モンゴルの持続的な経済発展、現地に進出した日本企業の円滑な経済活動の双方にとって重要である公正で透明性のあるビジネス環境の整備に向けて、モンゴル公正競争・消費者保護庁の競争法執行能力の強化を支援した。2022年度には、日本の公正取引委員会の協力を得て、モンゴル人法学者研究者執筆による初のモンゴル競争法教科書が完成し、同庁の職員研修等に活用されている。 ◎ インドネシア警察への20年の協力成果が結実【①③④】：2002年以降、警察庁・都道府県警察の協力の下、日本の警察の技術、経験を活用して20年間にわたって実施してきたインドネシアの地域警察、鑑識に関する支援が終了した。同支援の成果として、地域警察に関する警察規則が整備され、地域警察活動の実施を担う人材育成体制が全国で構築されたほか、鑑識検定に関する規定が制定された。日本の交番・駐在所を中心とした地域警察活動を参考に、地域に密着し、住民と協力しながら治安を守る「市民警察活動モデル」が構築され、全国に展開された結果、警察と市民の間で信頼醸成が促進され、プロジェクト終了時に実施した世論調査においては、過去1年間に警察と接する機会のあった住民の75.3%が警察に対して良いイメージを持っていると回答した。また、20年の間、協力の発展に尽力し、もって日本とインドネシアとの間の相互理解及び友好親善の増進に貢献したとして、日本政府から、プロジェクトのカウンターパート4個人3団体に対して外務大臣感謝状、7名に対して在外公館表彰が授与された。 ◎ ホンジュラス警察に対する長年の協力の成果が認められ、勲章を受章【②④】：過去のブラジルへの協力成果を活用した三角協力により、ホンジュラスに対し、交番・駐在所を中心とした日本の地域警察活動を参考にした地域警察システムの導入・定着を2009年以降、継続的に支援してきた。同国では、世界最悪レベルの殺人発生率等治安の問題が深刻であり、米国への不法移民増加の要因の一つにもなっていたが、同協力を通じて、警察と国民の信頼関係を構築しながら治安改善に貢献してきた功績が認められ、国家警察長官から機構に対して、「英雄ディオニシオ・デ・エレーラ勲章」が授与された。同	化への貢献が期待されている。 ・深刻化しつつある債務問題に対応するため、タイの財務省との協働により、エチオピア、ガーナ、ザンビアの3か国を対象に、タイにおける債務管理の具体的な事例を紹介し、参加者からも高い評価が得られた。 4. ジェンダー平等の推進 JICA グローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」における事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」を策定し取組の強化を図るとともに、女性の生計向上に資する海外投融資やジェンダー平等を推進するための技術協力プロジェクト等の事業を実施するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・農村部の金融アクセス改善を図るカンボジアでは、海外投融資事業を通じ、女性農家や中小零細事業女性経営者に融資される取組を行っているほか、アフリカ・アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行う海外投融資事業を通じ、融資先企業がサービスを提供するなど、2X チャレンジ（女性のためのファイナンス）の取組を進めた。 ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とした技術協力プロジェクトについて、スリランカにおける女性の経済的エンパワメントの促進及びカンボジアにおけるジェンダーに基づく暴力の一つである人身取引対策の2案件が開始された。
--	--	---	--	--	--

	の際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。	己実現を後押しする。協力に当たっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組む、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。	基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。 ・特に、アジア地域を中心に、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援を実施する。 ・また、アフリカ地域で	勲章は、国家警察が外部団体・外部者に授与する最高位の勲章である。	◎ 国家健全性戦略に係る協力実績がバングラデシュ政府に高く評価され、実施対象郡を10倍とすることが決定【③④】 ：バングラデシュ「国家健全性戦略支援プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）及び先行フェーズで支援してきた郡自治体対象の国家健全性戦略（National Integrity Strategy：NIS）の実施・モニタリングの体制構築に関し、住民に近い地方自治体において政府・住民間の信頼醸成を促進するものとして同国の内閣官房長官から高い評価を受けた。内閣府は同プロジェクトが作成を支援した「NIS実施促進へ向けた中期計画（2022～2025）」を承認し、NIS実施対象を8郡から80郡に拡大することを決定した。	○ TICAD8のプレイベントとして日本政府、チュニジア政府、UNDPが共催したアフリカ地域の国際会議「経済社会開発の促進要因としての地域警察を通じた人間の安全保障」に機構関係者が参加・登壇し、日本の警察庁、長年協力してきたコンゴ民主共和国国家警察と一緒に、日本の地域警察の経験及び同経験を活用したアフリカの平和と安定に貢献する取組について発信した。	○ ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」では、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会と連携して起草に協力した民法典が2020年に施行された後も、法律が適切に運用されて一人ひとりの権利・利益が保護される社会の実現を目指して、法律の運用に携わる法律実務家の能力強化を継続的に支援し、民法逐条解説書、民事判決書マニュアル、事実認定問題集（民事・刑事）等の執務参考資料・研修教材を完成させた。	○ 国境を越える脅威、人権侵害への対応：警察庁、都道府県警察、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）等と協力して、開発途上国の司法機関・法執行機関を対象に研修を実施し、汚職、サイバー犯罪、国際テロ等の国境を越える犯罪に対応する人材育成に貢献した。また、アフリカや中南米においてマネーロンダリングをはじめとする金融犯罪対策に必要な能力強化を支援するため、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）との協議を開始した。	○ カンボジア「選挙管理委員会能力強化アドバイザー（主権者教育等）」：2023年の総選挙を控えたカンボジア国家選挙委員会が主権者教育を実施する能力の強化を支援し、同委員会による初の学校における「出前授業」が実現するなど、将来の民主主義を支える人材を育成する基盤の整備に貢献した。	○ 国際法に基づく国際秩序に動揺が見られる中、海洋法を含む国際法や国際紛争の平和的解決に関連する課題別研修及び留学生プログラム（インド太平洋諸国を中心に合わせて9か国から29名受入）を実施した。また、東ティモールの司法研修所において、裁判官、検察官、弁護士候補生45名を対象に、日本の法学研究者による海洋法に関するセミナーを開催し、海洋国家である日本にとって特に重要な海洋秩序の維持・強化に寄与する人材育成に貢献した。	5. デジタル化の促進（DX） 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 JICA グローバル・アジェンダにおける事業戦略「サイバーセキュリティ」を策定し、同戦略に基づきインド太平洋地域を中心に計10件の事業を形成・実施した。また、DX主流化と外部共創を進めるために機構内にDXLabを整備し、データ利活用によって健康課題への対応と民間企業による健康関連サービスのイノベーション促進を同時に目指す新たなアプローチの事業を開始するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ボツワナでは世界初となるデジ日本方式への完全移行（アナログ停波）を実現し、同国政府より、機構を通じた日本政府とのパートナーシップの賜物であると高い評価を受けた。 ・日本政府が推進するDFFTにも資する、データ利活用の推進に係る案件を実施した。具体的には、ヨルダンにおける技術協力プロジェクトでは、ヨルダン「AI戦略」（2022年）が重視する公共サービスにおけるAI技術の活用・普及推進のための体制構築の提案を行い、先方政府から高い評価を得た。 ・日ASEAN技術協力協定に基づく初めての技術協力プロジェクトとなるサイバーセキュリティ等の能力向上プログラムに加え、主にカンボジア、マレーシア、バングラデシュ、モンゴル等のインド太平洋地域を
	オ デジタル化の促進（DX） 「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済										

	社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。	オ デジタル化の促進 (DX) 「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。協力に当たっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振	は、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP: One Stop Border Post) の推進や税関行政の強化、及び債務管理強化等財政基盤の強化に向けた支援を実施する。 ・さらに、世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州地域に対する歳入強化 (関税収入強化) に向けた税関能力強化支援を行う。	(2) SDGs達成に向けた貢献 警察に係る協力やその他公的機関への協力を通じ、SDGsターゲット16.5 (あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる)、SDGsターゲット16.6 (あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる) 及び16.7 (あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する) に貢献した。また、「ビジネスと人権」に資する協力等を通じ、SDGsターゲット8.7 (強制労働の根絶、児童労働の禁止及び撲滅) に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 新型コロナウイルスの流行の影響で 2021 年度は専門家・調査団の派遣及び来日研修を控えざるを得なかったが、2022 年度に徐々に再開した。いずれの活動においても、オンラインと対面の活動を組み合わせ、事業の効率と質の向上に取り組んでいる。 開発協力を通じた普遍的価値の共有は、相手国への政治制度への干渉を控えつつ、様々な場を通じての長期にわたる粘り強い関与と対話が必要である。普遍的価値を踏まえたプロセスがもたらす開発上のメリットを伝えるとともに、留学・研修の機会を通じて相手国の若い世代への働きかけを行っていく。		対象としたサイバーセキュリティ協力を大幅に拡大し、各国政府関係者の能力向上に貢献した。 ・ブータンでは技術協力プロジェクトを通じ、保健医療データ基盤の構築・統合を行い、データの利活用によって健康課題の解決等を図るだけでなく、健康関連サービスのイノベーションを促進し、新たな経済機会の創出を目指す事業を実施中であり、ブータン政府からも大きな期待が示されており、日本の産業界・アカデミアからも注目を集めた。 ・12 か国を対象にした「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」に関し、相手国政府のみならず日本側の関係者から多くの感謝が寄せられた。また、日本のスタートアップ企業が、本協力の対象国で新規顧客の獲得に至るなど海外展開に繋がり、遠隔技術を活用した支援により日本の従事者にも裨益した。 (結論) 以上により、定量指標 4 項目のうち、3 項目は 120%を、残り 1 項目は 100%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における困難度の高い所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 具体的には、カンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地
--	--	---	--	---	--	--

		興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進(DX)に取り組む。	エージェンダー平等の推進 ・JICAグローバル・アジェンダー（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）に基づき、機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡大と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。 ・特に、クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力	◎ デジタル技術を活用して南スーダンの税関実務の実施体制を強化【③④】：南スーダンでは、技術協力プロジェクト「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」を通じて、貿易貨物の国際的な分類の基準（HSコード）の導入・定着を行っている。本事業の結果、税関申告におけるHSコードの適用率が50%から95%まで向上し、税関実務の実施体制の強化が図られた。また、コロナ禍や治安による制約下で、スマートフォンのアプリを活用した情報共有の仕組みや、アプリを活用した研修教材の提供など、遠隔での人材育成を促した点について南スーダン政府から謝意が示されている。 ◎ フィリピン政府の金融包摂国家戦略に貢献【③】：フィリピン「企業信用リスクデータベース構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、フィリピン中央銀行に対し、企業の財務関連情報から倒産確率を予測する企業信用リスクデータベース（CRD：Credit Risk Database）構築を支援しており、2023年4月から約30行の地場銀行にCRDサービスのデータを提供する予定。本取組は、2022年にフィリピン政府が改訂した金融包摂国家戦略にてCRDの構築・向上・活用は重要施策の一つとして位置付けられており、複合的危機下において同国の金融基盤強化に貢献することが期待される。今後は、CRDの本格的な導入・活用に向けた体制の整備に向けて、特に銀行・金融機関に対するCRDを利用した格付制度整備の助言を行う体制の確立を支援する予定である。 ◎ 債務3か国（エチオピア、ガーナ、ザンビア）に対するセミナーを機構がタイと協働で実施【①②④】：世界で深刻化しつつある債務問題に適時に対応するため、タイの財務省公的債務管理局（PDMO）と機構の協働により、債務問題を抱えるアフリカ3か国の財務省幹部（エチオピア、ガーナ、ザンビアから計9名）を対象に、債務管理に関する能力強化のためのセミナーを初めて実施した。本セミナーでは、タイにおける債務管理・借入戦略等の講義や、関連機関への訪問を通じ、タイにおける債務管理の具体的な事例を紹介した。全ての講義で非常に活発な質疑応答がなされ、参加者からも高い評価が得られた。 ○ JICA一世銀連携プログラムにより債務状況の改善を支援：「債務関連の財政リスクの評価と管理」と題し、課題別研修を約2年ぶりとなる対面で開催した。同研修には、全世界から約30名の研修員を集め、2021年度以前に引き続き、債務管理における主要な課題である国営企業における偶発債務のリスク管理等を中心に講義を行った。他方で、2020年度の研修では、機構側の発案により「債務の透明性」に関する講義を増設し、国際場裡で注目されている事項等に対しても知見を深めるようなプログラム構成で研修を実施した。 ○ WCOとの連携による人材育成プログラムを拡大：アフリカ各国の税関職員的能力強化に向けて、WCOと連携し、マスター・トレーナー・プログラムを展開している。特に、AfCFTAの実施・推進に欠かせないテーマである原産地規則に精通したトレーナーを育成している。2022年には5か国を対象に追加し、計21か国に対し実施している。	(2) SDGs達成に向けた貢献	雷対策支援を迅速に実現し、日本の対ウクライナ地雷対策支援が国内外で広く報道された。長年におけるブラジル・インドネシア警察への支援、モンゴルの競争法執行能力強化など、多くの国において平和構築・法の支配に係る協力の成果を上げた。その他、ジェンダー平等と女性のエンパワメントとして、カンボジア・スリランカ・アフリカ地域において女性の経済的エンパワメントの促進や、ヨルダンにおけるAI技術の活用・普及推進の取組によるDFFTの推進など、普遍的価値の共有や平和で安全な社会の実現に係る政府公約・政策の実現に貢献した。また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオの支援では、平和構築に係る協力を称える決議が採択されたことは、切れ目のない地道な協力の継続に対する高い評価であり、重要な成果と言える。 加えて、DX主流化と外部共創を進めるために機構内にDXLabを整備し、データ利活用によって健康課題への対応と民間企業による健康関連サービスのイノベーション促進を同時に目指す新たなアプローチの事業を開始するなど、機構の自主的な取組による工夫も認められる。また、ボツワナでは、DFFTの推進に資する、世界初となる地デジ日本方式への完全移行等を通じ、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めるなど、困難度が高い業務を着実に実施した取組は評価できる。 これらの成果は途上国における「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に寄与するとともに、開発協力大綱に掲げる平和で安全な、かつ、安定した社会の実現、
--	--	--	---	---	--------------------------------	---

			の撤廃」及び「ジェンダースマートビジネスの振興」の策定・推進、人身取引含むジェンダーに基づく暴力への対応への取組の強化、女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）やTICAD8に貢献する取組を行う。 オ デジタル化の促進（DX） ・ JICA グローバル・アジェンダ（デジタル化の促進）に基づき、開発途上地	SDGsターゲット8.aについて既述のとおり、税関近代化を通じた貿易円滑化を支援した。 SDGsターゲット16.6について既述のとおり公共投資管理に係る能力強化を支援した。SDGsターゲット17.1について徴税能力向上を支援した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が希少であることが課題であり、各種研修を通じた人材リソースの確保、世界銀行や他国との連携による補完などに取り組んでいる。さらに日本の地方自治体や金融機関等の人材開拓、IMF等の国際機関の連携などを図る。 No.3-4 ジェンダー平等の推進 クラスター事業戦略：JICAグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」においてクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」を策定し、機構における同分野への取組の強化を図った。また、女性の生計向上に資する海外投融資やジェンダー平等を推進するための技術協力プロジェクト等の事業を実施した。 (1) 業務実績 ◎ 2Xチャレンジ（女性のためのファイナンス）【①②③】：G7で2021～2022年に150億ドルの資金動員がコミットされているイニシアティブに対して、6件の案件を開始した。農村部の金融アクセス改善を図るカンボジア「地方部農業セクター支援事業」（海外投融資）では、融資金額の30%以上が女性農家、女性が経営する中小零細事業に融資される計画となっている。また、アフリカ・アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行う「フィンテック金融包摂支援投資事業」（海外投融資）では、42万人の女性に融資先企業がサービスを提供する予定としている。 ◎ ジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とした技術協力プロジェクトの開始【③】：これまでジェンダー平等や女性のエンパワメントを主たる目的とした事業は、開発途上国側関係機関の認識として優先度が低いため、要請に至る事業は限定的であったが、それらの機関との対話・協議を通じてジェンダー平等や女性のエンパワメントの必要性に係る認識が高まった結果、2022年度は、これらに取り組む技術協力プロジェクトが2件実現した。スリランカにおいては、女性の経済的エンパワメントを支援する技術協力プロジェクト「起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト」を開始した。また、ジェンダーに基づく暴力の一つである人身取引について、機構はこれまでメコン地域で人身取引対策事業を継続的に実施してきており、その経験や周辺国とのネットワークを活用し、カンボジアにおいて人身取引対策のための技術協力プロジェクト「人身取引被害当事者への支援能力向上プロジェクト」を新たに開始した。 ○ ジェンダー主流化を進めるための制度整備：ジェンダー主流化の取組を進めるため、草の根技術協力事業の評価項目にジェンダー項目の導入、中小企業・SDGsビジネス支援事業における優先分野としてジェンダーを設定等、ジェンダー視点に立った業務を推進するための制度の整備を行った。	及び法の支配に基づく自由で開かれた開発秩序の維持・強化を通じて、開発途上国の「質の高い成長」の実現する上での前提となるものであり、DFFTの推進なども含め、政府の取組に大きく貢献する等、所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ロシアによるウクライナ侵略の影響により難民・国内避難民の数は急増し、さらに長期化の可能性も踏まえ、国際社会での人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）の必要性への関心は更に高まっており、平和と安定に資する具体的取組の推進を期待する。 財政・金融分野において、日本の地方自治体や金融機関に加え、IMFや世界銀行等の国際金融機関及び他国との連携による取組を期待する。 デジタル分野では、DFFTの推進に加え、開発途上国との協力経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を期待する。 あらゆる分野でジェンダー平等の取組を進めるとともに、女性の経済的エンパワメントなどの取組を継続して推進することを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・この事業は、持続可能な社会の前提となる、平和、安全、そして公正な社会の実現に資するものである。そのためには、普遍的価値の共有や、法の支配、行財政支援は極めて
--	--	--	--	---	--